

第百十三回国会 院 税制問題等に関する調査特別委員会議録 第十二号

昭和六十三年十月二十一日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君

理事 瓦 力君

理事 藤波 孝生君

理事 村山 喜一君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君

理事 池田 行彦君

理事 小川 元君

理事 大島 理森君

理事 熊谷 弘君

理事 志賀 節君

理事 田原 隆君

理事 玉沢徳一郎君

理事 中川 秀直君

理事 中村正三郎君

理事 野田 毅君

理事 浜田 幸一君

理事 宮下 創平君

理事 山口 敏夫君

理事 伊藤 茂君

理事 坂上 富男君

理事 野口 幸一君

理事 小谷 輝二君

理事 坂口 力君

理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君

理事 矢島 恒夫君

出席政府委員

文部大臣 中島源太郎君

厚生大臣 藤本 孝雄君

自治大臣 梶山 静六君

国務大臣 中尾 栄一君

国務大臣 内海 英男君

国務大臣 長官官房 公文 宏君

内閣総理大臣 竹下 登君

法務大臣 林田悠紀夫君

大蔵大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

文部大臣 中島源太郎君

厚生大臣 藤本 孝雄君

自治大臣 梶山 静六君

国務大臣 中尾 栄一君

出席政府委員

文部大臣 中島源太郎君

厚生大臣 藤本 孝雄君

自治大臣 梶山 静六君

国務大臣 中尾 栄一君

国務大臣 内海 英男君

国務大臣 長官官房 公文 宏君

国務大臣 長官官房 片桐 久雄君

国務大臣 長官官房 藤井 正雄君

国務大臣 長官官房 根来 泰周君

国務大臣 長官官房 水野 勝君

国務大臣 長官官房 角谷 正彦君

国務大臣 長官官房 平澤 貞昭君

国務大臣 長官官房 伊藤 博行君

国務大臣 長官官房 横瀬 庄次君

国務大臣 長官官房 末次 彬君

国務大臣 長官官房 清水 康之君

国務大臣 長官官房 松田 堯君

国務大臣 長官官房 清水 傳雄君

国務大臣 長官官房 岡部 晃三君

国務大臣 長官官房 真嶋 一男君

国務大臣 長官官房 前川 尚美君

国務大臣 長官官房 芦尾 長司君

国務大臣 長官官房 浅野大三郎君

国務大臣 長官官房 津田 正君

国務大臣 長官官房 津田 正君

国務大臣 長官官房 津田 正君

国務大臣 長官官房 津田 正君

国務大臣 長官官房 津田 正君

国務大臣 長官官房 津田 正君

国務大臣 長官官房 津田 正君

委員外の出席者

自治省税務局長 湯浅 利夫君

地方行政委員会 大嶋 孝君

調査室長 矢島 錦一郎君

大蔵委員会調査 室長

委員の異動

十月二十一日

小沢 辰男君

片岡 清一君

岸田 文武君

中川 昭一君

原田 憲君

工藤 晃君

補欠選任

栗屋 敏信君

佐藤 静雄君

小川 元君

大島 理森君

中島 衛君

松本 善明君

補欠選任

小沢 辰男君

岸田 文武君

中川 昭一君

遠藤 武彦君

原田 憲君

工藤 晃君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

四号)

消費増税法案(内閣提出第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○金丸委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費増税法案、地方税法の一部を改正する法律案、消費増税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

質疑の申し出があります。順次これを許します。山下八洲夫君。

○山下(八)委員 おはようございます。

きょうは不公平税制に限っての審議ということでございますから、特に国民の皆さんにおきまして大変な不公平を感じております、また同時に、野党四党といたしまして国民の皆さんの声をしっかりと受けとめて、その中で十項目にまとめました不公平税制の是正を中心に、質問をさせていただきます。

そこで、私は不公平税制の議論をするに当たりまして、どうしてもリクルート問題というのは不公平税制の中のガンではないか、このような気がしてならないわけでございます。このガンをしっかりと本当にきれいに摘出をしない限り、不公平税制の是正自身もガンに侵されてまた死んでいくのではないかと、このような感じがいたしますので、その不公平税制の中でリクルート問題にまず最初に入らせていただきたいと思いますので、ご意見を伺います。

昨日、私のところの同僚委員の坂上代議士から質問がございまして、宮澤大蔵大臣に對しまして、調べていただくように、宿題といつては恐縮

いただかないと困ると思うわけです。話が進まないのです。これはまた理事会に要求しておきますので、ぜひお願いしたいと思ひます。よろしいですね。

○金丸委員長 わかりました。

○山下(八)委員 そうしますと、次へ進めさせていただきますが、まだまだ時間はあるわけでございますが、また私の次の方がこの問題に触れてまいりますので、必ず明確にしたいだきたいと思ひます。

それから、河合さんが株を買ったときの資金はどなたの資金を活用なさったのでしょうか。銀行から借り入れたとか自己資金であるとか、あるいは宮澤事務所資金であるとか、いろいろと資金にはルートがあると思ひますが、その辺、もう一点あわせてお尋ねしておきたいと思ひます。売却されたお金は服部さんの名義の口座へ入金された、そのように何っておりますが、そのお金はどのように、どのような方面の用途に使われたのか、もしお調べになっていたらお聞かせいただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 これは河合氏の話をそのまま申し上げるしか方法がないわけでございますが、この人は実業家でございますので、この資金をつくり出すには幾つかの自分の口座の金を集めまして購入資金とした。それから売却代金でございますが、それは今申されました口座に入金いたしました。自分の事業に使ったということでございます。その中で、この人は海外の土地、不動産でございます。などもやっておりますので、その購入代金の一部に充てた、こう言っておるそのうでございます。

○山下(八)委員 竹下総理は、秘書の青木さんがドゥ・ペストから二千株を取得したということをお答えなさっているわけでございますが、河合さんの分でございますが、これは宮澤代議士名になってるわけでございますが、この河合さんの分はドゥ・ペストから入手したというふうに理解をしてよろしいのですか。

○宮澤國務大臣 それもせんだって申し上げたこととでございますが、その点を河合氏本人が記憶をいたしてございまして、先ほどおっしゃいましたように約定書がございましてそこからはわかるはずのものではないかと思ひますので、その点を確認し得ない状況でございます。

○山下(八)委員 そういたしますと、先ほどの約定書と今の分につきましては、ぜひ次の我が党の質問までの間にお調べいただき、明らかにしたいだきたいと思ひます。

大蔵大臣は、今回の宮澤大臣名義の一万株につきましては、これは相対取引の場合だから違反ではない、このような答弁をたびたび繰り返されてるわけでございます。相対取引というのは有価証券取引税というのにかかるのですか。

○水野(勝)政府委員 有価証券の譲渡でございます。したら、相対売買、それから証券会社を通ずる委託売買の場合も同じように課税がされるわけでございます。

○山下(八)委員 もう一遍ちょっと……。

○水野(勝)政府委員 有価証券取引税は、有価証券の譲渡に課税されるということでございます。で、相対売買の場合も証券会社を通じての委託の売買と同じように課税はされるわけでございます。

○山下(八)委員 そうしますと、今回のリクルート関係のこの相対取引、これは取引税、有取税、皆さん納めていらっしゃるんですか。

○伊藤(博)政府委員 一般的な法律関係は今主税局長から御答弁申し上げたとおりでございます。相対取引の場合にも納税義務がございまして、ただ、本件に即してという点につきましては、事柄が個別でございますので、答弁は差し控えさせていただきます。

○山下(八)委員 なぜ答弁できないのですか。固有名詞を聞いてるのじゃないですか。

○伊藤(博)政府委員 従来からでございますけれども、具体的な個別問題ということにつきまして

は——一般論として申し上げますならば、先ほど主税局長から御答弁申し上げましたように、相対取引の場合にも納税義務がございまして、したがって、それに該当する場合には申告されるべきものである、当然申告されておる、そういうものに該当するものであるならば申告されておるというふうに考えております。

○山下(八)委員 だから、リクルート関係株につきましては、この相対取引が申告されましたか。

○伊藤(博)政府委員 先ほど申し上げておりますように、個別具体的な問題につきましては、答弁でございますので、いや、事柄の性質上そういうふうに私もとしては理解しております。

○山下(八)委員 そうしますと、宮澤大臣にお尋ねしたいと思ひますが、この一万株の相対取引につきましては税金は納めてあるかどうか、確認はとりましたか。

○宮澤國務大臣 それは実は私に關係のことなんでございますが、当然これは印紙を貼付をいたしました。確認しておりますが、それがもう常識でございます。

○山下(八)委員 それは常識ということ、確認はとっていらっしゃるのですね。

○宮澤國務大臣 それは確認してございませぬけれども、普通に考えまして、素人でもそういうことは知っている人は多いございまして、その方の玄人でございますとそこを間違えるようなことはしないのがまあ普通ではなからうか、ただそう思つて申し上げておるのです。

○山下(八)委員 私も、宮澤大臣は大変立派な方ですから、こういうことを、普通の状態だから当然だろう——三文判であつても普通の方でなかなか簡単に貸しませんよ。あれも普通の状態でどんどお貸しされるのですか。

○宮澤國務大臣 私は三文判を貸したなんて申し上げてないので、よく申し上げたことをごらんいただきますと、大変思いがけない質問があつて、実印が押してあると、こう御質問になったもので

すから、それは全くどうもありません。いいこととでございます。ないこととでございます。申しましたら、それならその判は何だということとでございます。したので、まあ言葉は悪いが、そういうのを普通三文判と申しますが、こう申し上げたので、三文判を貸したりしたわけではございません。

○山下(八)委員 ではまた今の方へ戻っていきまされども、そうしますと、四十八年あるいは四十九年、最近六十三年の九月でございます。特に借名、仮名の問題につきまして、こういう中から見えていきますと、相対取引というのは、一方では、何と申しますか架空名義的なもの、あるいは借名的なもの、こういうものに大変また利用されやすいという面も持っているのではないかと、そのような気もするわけでございます。同時に、大蔵大臣自身、常に、相対取引につきましてはこれは違法ではない、そういう答弁も繰り返されてるわけでございますが、特に三回出されました通達はどういう趣旨で出されたのか、そこをお答えいただきたいと思います。

○角谷政府委員 御指摘のように、昭和四十八年及び四十九年、それから明電工事件等の経緯を踏まえまして本年の九月に、三回にわたつて仮名取引につきましての自願ないしはその受託を禁止するという通達を出したわけでございます。

この通達を出しました趣旨は、基本的には、株式の売買といったものを行う過程におきまして、例えばインサイダー取引でございますとかあるいは株価操縦でございますとか、場合によつては脱税とか、そういったものにいろいろ利用されるというところが証券市場に対する信頼感を損なうおそれもございます。また、仮名口座を利用いたしまして、例えば証券会社の従業員が手張りその他の行為を行うといったこと、そういったことを行うことは、証券市場に対する信頼感の問題に加えて、やはり証券会社の内部管理体制の面からもこれをきちんとすることが必要であらう、こういった趣旨で出したわけでございます。

したが、いまして、一般的に申しまして経済取引というものは本名で行われることが望ましいということでは言えると思えますけれども、ただ、すべての有価証券取引に係りまして、投資家に本人名義でこれを行わなければならないということを例えれば法律その他で義務づけるということとは、これはほかの経済取引がいろいろ本名以外が使われる場合も多いということのバランスからいってなかなかな難しいわけではございます。ただ、そうはいいまして、証券会社を通ずる取引につきましては、証券会社を指導監督する立場といった点から、これを行うことによりまして間接的にそれをお願いしようか、こういう趣旨でございます。

そういう意味では、通達そのものは証券会社に対する行為の規制といった形で、仮名取引であることを知ってこれを受託するといったふうな行為を自願あるいは禁止するといった趣旨でございまして、その通達の効力そのものは直接的には証券会社に対するものでございます。そういう意味で、証券会社を通じてない取引につきましては通達の効力というものは、本来的には法律的性格としてはなかなかそこまでは及ばないと言わざるを得ない。ただ、一般的にいまして、そういう趣旨を体してやれることが望ましいとは思いますが、けれども、通達の趣旨というものはそういうものでございます。

○山下(八)委員 今の答弁をお聞きしておりますと、相対取引につきましてはその範囲でないというところでございますから、これはどう努力をなさっても借名とかあるいは仮名とかというものはなくならないということも言えると思うわけですが、そういうことを考えますと、こんな大きな問題を起こしたわけではございませんから、この際、借名あるいは仮名というものを禁止していく、こういう方向でぜひ検討できないか。今は簡単なわけですが、自分の身分を証明する方法というのはたくさんあるわけではございますから、そういう中でとにかく借名、仮名を禁止していくという方向を検討する、総理、そういう決意はございませんでし

うか。

○竹下内閣総理大臣 昨日も、その抜本的な解決策の一つとして俗称背番号制ということについての考え方は披露したところでございますが、ちょっと話が長くなって申しわけありませんけれども、例えば五十五年の三月三十一日に成立いたしましたグリーンカードの法律、あれは、要するに当時言われたのは、山手線で金融機関を一日歩くと二十七歩ける。私自分で歩いたわけではございませんけれども、したがって二十七判がございまして、山下登がおりたり竹下八洲夫がおりたり、いろいろなことをやるようなことは好ましくないから、したがって、このいわゆる本人確認と限度枠ということをチェックするためにグリーンカード制度をつくらうや、こういうことでつくったわけではございます。その法律は今なくなりましたけれども、そういうような体験、いろいろなことを考えてみなければいかぬ課題だということは私も十分思っております。

しかし、とかく私が答弁しますと、そのグリーンカード法案を成立させていたときの所管大臣は私です。廃止したときの所管大臣も私なんです。したがって消極的に受け取られがちでございますが、昨日坂口委員に答えたように、やはり検討すべき、まあ前向きという言葉が適切だとすれば、課題であると思っております。

○山下(八)委員 カード制の導入につきましてはまた後ほど触れていく予定にしておりますので、ここで申し上げたいのは、その前段として、緊急にとかく借名、借名を禁止するための、例えば運転免許証であろうとあるいは健康保険証であろうと、何でもとにかくさしたって仮名、借名を使わせない、その程度のもので緊急にやっていく、そういうことを取り組んでいく、そういうことの中での決意はございませんでしょうか。

○角谷政府委員 証券会社を通じてない場合を含めまして、広く投資家に対して本人名義によらない仮名あるいは借名を禁止するということは、先ほど申しましたように、広く一般の取引におき

まして仮名あるいは借名が行われている実態からいいますと、証券取引に限ってこれを行うということはなかなか難しい問題があるという点が第一点でございます。

それからもう一つは、これを仮に義務づけることとしたとしても、どうやってこれをチェックするかというチェック体制の問題が一つあるわけではございます。例えば、今御指摘のように証券会社の窓口には本人名義で運転免許証を持ってきた、これで取引をしたい、確かに御本人であることは確認されたといいたしましても、それが実は別途、本来第三者のための取引であるという実態があったといいたしましても、御本人が出てきて御本人の名義で口座を開く以上、それは本当は人のものであったかどうかということ、証券会社に幾ら義務づけても、それは確認しようがないわけではございまして、そこで証券会社に確認義務を負わせるということとは、実務的にもなかなか難しいという技術的な問題もございまして。

そういう意味からいまして、証券会社を通じてない取引については、何といえますか広く仮名、借名を禁止するといいますが、なかなか難しい事情があるというところは御理解いただきたいというふうな思われたいでございます。

○山下(八)委員 難しい事情、それは何事も難しいのですけれども、それを行うのが行政であるわけではございません。

マル優原則廃止になったのですけれども、マル優適用者は確認をとっていません。

○水野(勝)政府委員 マル優はことしの四月から新しい制度に、老人の非課税貯蓄制度に移行しております。

ただいま総理から申し述べましたように、昭和六十年度の改正でマル優に関連するグリーンカード制度を廃止した。しかし、免税と申しますか非課税の利益、恩典を受けるためにはやはり本人確認をさせていただきたいということで、六十年度の改正で、カードは用いませうが、一定の書類によりまして本人確認をさせていただく、その確

認をさせていただいた方が、当時で言えば三百万円の非課税貯蓄を受けられた、こういう制度でございましたが、こうしたものはことしの四月から廃止になっておるわけではございます。

○山下(八)委員 マル優制度で一度免許証とか健康保険証とかそういうもので本人確認を行った経験はあるわけではございます。ですから、今の株取引につきましてもできないわけはないわけではございますので、最大の努力を強く要望しておきたいと思っております。

林野庁お見えになってますね。——安比レックのスキー場に行かれましたが、あれはいったったでしようか。

○松田(免)政府委員 昨年の二月二十八日でございまして。

○山下(八)委員 私が聞いておりますのは、八人で行かれたと思いますが、長官以下どういう方が行かれたのでしょうか。

○松田(免)政府委員 林野庁職員が随行しておるところでございますが、姓名、敬称略で申し上げますと、秘書官の片山紀久郎、秘書官事務取扱田家邦明、警護官那須恵次、林野庁次長松田免、私でございます。林野庁業務部長角館盛雄、林野庁業務第二課長石寺隆義、第二課の担当課長補佐中村陽児、以上七名が大臣と同行いたしました。

○山下(八)委員 どこかのヘリコプターを借りて、機上で借り上げたのですか。

○松田(免)政府委員 ヘリコプターの借り上げにつきましては、昨日坂上先生にコンパクトにお答えをいたしましたわけではございますが、私法上の契約でありまして、相手方との契約に基づいて借り上げを行ったものでございます。そういうことでございまして、氏名及び金額の公表につきましては、契約事項にもございせんので差し控えたいと思っております。

もちろん御質問に積極的に対応しなければならぬということではございますけれども、今回の契約につきましても、会計法の手続を踏まえまして、数社の見積もり合わせを行った上で契約をい

たしておりますが、内容を公表することにつきましては、適正な競争の確保を図る上で、私どもが想像し得ないような問題も含むわけでございますので、公表は差し控えていただきたいと思います、このように考えているところでございます。

○山下(八)委員 昨日も同僚の坂上議員とのやりとりでかなりこの問題が大きくなったわけですが、きのうの答弁がなかったからきょう重ねて質問させていただいたわけでございます。

と申しましたが、幾らで借り上げたか、これは契約の関係といえますか、そういう関係で報告ができないということでございますが、そうしますと、きょうはその問題についてあれこれ申し上げようとは思いませんが、当然これは決算で出されて決算委員会に出てくるのです。それは間違いありません。その時期では出しても、きょうのこの特別委員会では出されないということでございますか。

○松田(義)政府委員 公表する場合におきましても、相手方の了解を得ることが前提になるわけでございまして、その上で、今後の適正な公務の執行を確保するといったようなことの判断が必要ではないか、このように考えておるところでございます。

○山下(八)委員 では、この問題はこれで終わらせていただきます。総理に一言だけ、昨日松原前リクルートの室長さんが逮捕されたので、その逮捕につきましても感想をお聞かせいただきたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 これは行政府として、いつも申し上げてまいりますが、これはまさに検察が適正に対応しておられるもの、その一環であらうというふうに思います。

○山下(八)委員 昨日、前室長の松原氏が逮捕されたわけですが、これは贈賄容疑ということだろうとは思いますが、例えば証拠隠滅のおそれがある、あるいは何といえますか否認しているから、そういう意味で逮捕なさったのですか。

○根拠政府委員 検察庁は捜査の必要上逮捕したものと理解しております。

○山下(八)委員 まあそういうことだろうと思えますけれどもね。

では、これから不公平税制十項目へ入りたいと思いますが、特に、十項目からは外れるわけでございますけれども、勤労者の皆さんから大変強い要望がございまして住宅取得ローンのことでお尋ねをさせていただきたいと思えます。

実は、勤労者の皆さんが、例えば東京の場合も何億というところで取得できないわけでございますが、私が住んでおりますところで申し上げても、岐阜県の中津川市といまして人口五万ちょっとの小さな片田舎の市であるわけでございますけれども、この辺で住宅を取得しようとしたとすると、一定の土地と一定の住宅を確保しますとすぐ三千万円ぐらいにはなってくる、こういう状態であることは事実であるわけでございます。東京周辺に比べますとまだまだ随分取得はしやすい環境にはございますが、特にサラリーマンにいたしますと、三千万円ぐらいの住宅を取得する、これは大変困難なことであらうと思っております。そう簡単なものではないと思っております。そういう中で、例えば住宅金融公庫でございまして、あるいは市中銀行の住宅ローンでございまして、か、そういうところで一千万とかあるいは一千五百万、そういう形で大きな住宅ローンを組みまして、二十年あるいは二十五年、こういう形で住宅を取得していく、大変な努力をそれぞれなさっていると思っております。

そこで、私思いますが、住宅ローンの場合は、最初の十年間ぐらいまでは大体元金より金利の方を多く払い込んでいく、残りはだんだんと今度は逆転をしていくというのが一般的な状況であらうと思っております。二十五年ぐらいでございまして、住宅金融公庫あたりですと五・五でございまして、金利は抑えられますけれども、それでありましてやはり膨大な金利負担をしていく。

そのようなことを考えますと、住宅政策の上から、この住宅ローンで借りました金利につきましても、所得控除をすべきではないか、このように思っております。所得控除していただくことで少しでも減税をしていく。確かに住宅を取得する場合には住宅取得控除が今日あることは承知しておりますが、そうではなくて、住宅ローンが終わるまで金利については所得控除をしていく、このような考えはございませんでしょうか。

○水野(勝)政府委員 現在の制度におきましては、所得控除ではございませんで、御指摘のように利子につきましても税額控除でございまして、これは、そもそも所得税の制度のあり方というたしまして、出発点といたしまして、個人生活の金利を引くのか引かないのかということとは所得税の基本でございまして、アメリカにおきましては、発祥のときは金利を引いておりました。逆に日本は、金利というのは個人生活のいわば所得の処分であるということから引いておりません。しかし、だんだんアメリカの方は、金利を引くのはおかしいじゃないかということで現在は縮減しつつあるわけでございまして、一方我が国におきましては、金利を引くのは問題ではあります。しかし、住宅対策としてそのローンの一定の割合を税額控除をするという方向でいかかというところで現在の住宅取得促進税制があるわけでございまして、

現在は確かに御指摘のように税額控除でございまして、現在の非常に低金利になり、また所得税の税率、最低の方の税率が下がってまいりますと、その効果としては税額控除の方が現実的にはメリットは大きくなるのではないかと思っております。けれども、制度としては、やはり所得税制につきましても、金銭所得を所得控除するというのは所得税の性格からはなかなか出てきにくい問題で、住宅対策としてはこうした現在の税額控除制度でもって対処をするのが現在としては適切ではないかということで、この税額控除制度をもつて年々

拡充をいたしてまいっているところでございます。

○山下(八)委員 税額控除も確かに今のお話のとおりかなりの効果があることは承知しているのですが、ですが、これは比較がちょっとおかしいじゃないか、そのようにおっしゃるかも知れませんが、例えば会社の場合ですと、土地を取得した、あるいは社屋を建てた、あるいは社宅を建てた、もちろんそれに対して借入金金の金利につきましてもは損金になってまいりますし、そういう制度が十分に活用されるわけです。

特に、最近勤労者で一番大変な事業というのは、生涯のうちにマイホームを持つことができるかできないか、このことだろうと思っております。マイホームを少しでも持てる、こういう道をこれからつくっていくのが一番大切ではないか。そういう意味では、先ほどお話しございました税額控除、これも決して否定はいたしませんけれども、それ以上にやはりもう一方では所得控除、このことも考えていっていい、日本の場合は考えていい時期にきたのではないかと、このように思っております。

「昭和六十四年度税制改正に関する意見」というので経済同友会から出ているのにも、なかなかいいことが書いてあるんですね。住宅税制につきましても、「マル優に匹敵する「マル住」ともいうべき住宅建設優遇税制の思い切った拡充を行なう」べきだ、このようなことも意見として出されているようにございまして。私もここにございましては全く同感であるわけですが、この際、少しでも早く一生懸命働いていらっしゃる勤労者の皆さんが住宅を取得していく、そのためにこのような所得控除も導入していく、そういう考えをぜひ持っていたいただき、そして前向きに検討していただきたというように要望しておきます。

同時にあわせてまして、通勤費でございましてけれども、現在通勤費といたしましては二万六千円以上につきましては課税対象になってくる、このようになっているわけですが、通勤といえますのは、

皆さんやっぱりできれば三十分以内くらい、電車であらうとバスであらうと、あるいは自転車であらうと歩こうと、皆さんやっぱり三十分以内ぐらゐの思ひではないか、そのように思うわけです。一時間もあるいは二時間も、それ以上ぎゅうぎゅう電車へ乗って通勤される、そういうのを好んでいらつしやる方は本当に少ないと思うわけです。そういう方ほどやはり通勤費もコストアップしてゐる。そういう方にとりまして、二万六千円以上になりますと今度は課税対象になつてくる。そのことにつきましても、全額通勤費につきましては非課税にしていく、こういうお考えはございませんか。

○水野(勸)政府委員 通勤費につきましても、いろいろ所得税の性格論からいきますと議論があるところでございます。純粹に理論的な議論でございまして、通勤と申しますのは、職場は一定の場所にあるとして、どこに住むか、どこから通勤するか、その点については勤労者としてはむしろその個人の御選択で、地価は高いけれども近いところにお住みになるか、通勤費は高くても郊外の快適な地価の安いところにお住まいになるか、そこは個人の御選択ではないか。また、勤労と申しますか雇用と申しますか、労働を提供するというのはあくまでその職場での持参債務ではないか、そういううきりぎりした議論があるわけでございませう。

しかしこれは住宅問題のそんなに大きくない社会のことであつて、我が国にはそんなことを言つても通じないのではないかということから、我が国におきましては一定の限度までは通勤手当は非課税、しかしそうした理論的な問題もあるということ、それから、現在は二万六千円でございますが、これでもつてまづ大半はカバーされるということ、それから、そもそも通勤費として給料を支給される企業と、そうでなくてそれを給料の中に込みで支給される企業もあるわけでございますから、そこらのバランスということからいたします

と、現在現実的には人事院勧告での公務員の手当の支給限度を勘案して二万六千円という限度を設けている、このあたりがまず適正なところではなないか。まだ一〇〇％控除というところまでは踏み切れないということです。

ただ、昨年の改正をお願いいたしました特定支出控除、この控除制度につきましては、この通勤費も入れまして制度化しているところでございます。

○山下(八)委員 この問題、議論をしたいわけですが、文部大臣、十一時に席を立っていただくと、いうことになっておりましたので、先にそちらに入らせていただきたいと思います。

実は文部大臣、公益法人の問題について若干質問させていただきたいと思います。

せんだって、十月七日の新聞にも出ていたわけ
 でございますが、九百七十八の公益法人の税務調
 査をいたしましたら、そのうちの九割が所得をこ
 まかしていた、このような大々的な記事が出てい
 たわけでございますが、特にそういう中で、宗教
 法人を中心にいたしました、まあすべてが悪いこ
 とをしているのではなく、悪いことをしているの
 はどの世界も一部だと思ふわけです、一部がまた
 多数に迷惑をかけていると思ふわけでございます
 が、宗教関係を中心いたしましたしてこんな大きな
 脱税行為があるということだけは事実だろうと思
 います。認可される立場といたしましたして、この問
 題、どのように思いますでしょうか。

○中島国務大臣 公益法人、特に宗教法人についてお尋ねでございました。

宗教法人に対する課税率は先生御存じのとおりでございまして、宗教活動に関する部分は非課税でございます。また、収益事業、公益事業部門に関しましては他の公益法人と横並びの課税ということになっておるわけであります、特に宗教活動部分の非課税については、やはり信教の自由という立場からの理由があるわけでございまして、それぞれ適正な理由があると思っております。ただ、先生御指摘のように、それに対する脱税

行為が一部でもあるということは大変遺憾なことであります。それからもう一つは、公益法人横並びの優遇税率部門を旨指しまして他の企業が意識的に参入を図る、これも遺憾なことでございます。これは厳しく対処していかなければならぬと思っております。

十月一日に発表されました。附点にのきなして、先生おっしゃるとおりでございまして、宗教法人では調査対象が五百件、そのうち更正決定の件数が四百七十三件、九五%に上っております。そのうち、特に不正計算というものが一%程度になりましようか。こういう面に関しましては、私どもは、一方では税務当局の徴税を厳正にやっていたくことをお願いするのと同時に、私ども自身、納税意識を高めるために指導していきたい、こう思っております。

それから、一方におきまして認証事務を厳正化していく、これが必要だと思ひまして、ことしの三月三十一日に各都道府県に対しまして文化庁次長の名におきまして通知を出させていただいて、徹底をするようにいたしております。

なお、もう一つつけ加えますと、ことし、来年度にかけまして、特に宗教法人の収益事業、公益事業部分を対象といたしまして調査をいたしたい、こう思っております。御存じのように、単位宗教法人数は全国で十八万三千余ございますが、その少なくとも一〇％程度ぐらいを対象に、大体調査内容は固めましたので、十一月ごろからこの調査に入って、至急これをまとめましてさらに厳正に対処してまいりたい、このように考えておるところでございます。

○山下(八)委員　結局は、この新聞記事でいきま
すと約九十億円ものごまかしが行われたというよ
うな状況でございまして、時間の関係でもう細か
いことは申し上げませんが、そういう中からいき
ますと、公益法人、特にその中でも今十八万幾つ
というような、もう公益法人の中で大部分が宗教
法人というのが事実でございまして、特に今後の
努力をお願い申し上げたいと思います。

どうぞ。ありがとうございました。

それで、大蔵省の方へお尋ねしたいわけですが、その前に、大蔵大臣にあるいはまた総理にお尋ねしたいと思います。

野党四党が自民党に對しまして、特に不公平税制の十項目について、この税制国会中に不公平税制は正の中で法制化していきたい、その不公平税制を是正するための会合が今日まで、私がお聞きしておりますのは九回持たれた。そういう中から、自民党の取りまとめメモと申しますか中間報告と申しますか、そのようなものもいただいているわけでございますが、これを読ませていただきますと、私からしますと、九回、随分長い間本當に熱心に真剣に議論されて、その上へ立ちまして自民党の考え方だと思つてございしますが、の割にいたしますと内容がちよつと薄いなというのが私の正直な気持ちであるわけです。この十目につきまして取りまとめ感想をいただきましたのと、今公益法人関係のことを申し上げましたので、そこだけ先にちよつと触れておきたいと思つます。

この自民党からの回答を見てまいりましたが、主務官庁において、公益法人の実態調査等も踏まえ、適切な指導、監督に努めるとともに、引き続き適正な税務執行に努める。」簡単に言いますこの辺が一番の中身かなと思ひながら読ませていただいたわけでございますが、感想と同時に、う一つは、公益法人にいたしましてももう少し直しをしたらいいのではないか、あるいは例えば収益事業の範囲をもっと拡大するとか、あるいはまた金融資産への課税のあり方を検討するとか、そういうことをもっと突っ込んでやっていいのではないか、そのように思ひますが、その辺についてお答えいただきたいと思います。

宮澤国務大臣　先に私からお答えを申し上げます。

八月十七日に野党四党が御提案になられました項目につきまして、その後与野党間で長いこと協議、御検討が行われてまいりましたことをよ

く存じております。

政府といたしまして、今国会に御提案いたした中におきましても、いわゆる不公平税制の是正ということを考えまして、有価証券の譲渡益の原則課税あるいは医師の社会保険の診療報酬あるいは法人における土地取得の場合の利子の扱い等々幾つかの御提案をいたしたわけでございますが、その後の経過、あるいは野党の御提案、それをめぐる野党の御検討等々を拝見いたしますと、従来政府としていろいろ問題意識は持ちながら、各種の政策目的あるいは従来からの経緯等々から必ずしも十分に踏み切りをつけられなかった幾つかの問題について、与野党の御意見がほぼまとまりつつある。これは、拝見をいたしまして、私も今までも今まで問題意識としては持つておりましたけれども、なかなかこまめに踏み切れなかったという幾つかの問題を含んでおりまして、したがっていまして、このような国会の合意が形成されるということでありまして、政府といたしましては、それによりまして従来考えておりました問題の処理がかなり前進をすると思える部分が少ないからと存じております。

その中で、特に公益法人についてどう考えるかということでございます。公益法人あるいは宗教法人課税につきましては、御議論になられた内容あるいは提案されている諸課題は私どもとしてもほぼ同じ問題を問題として従来考えてきたわけでございます。

それで、収益事業の範囲につきまして、今収益事業は三十三でございまして決めているわけでございまして、その都度見直しはやってまいりました。結局これは一般法人との間で非常に有利な立場から自由な競争が行われにくいという問題との関連でございます。

それから、収益事業から非収益事業への移転あるいは金融資産への課税等々につきましても、本来が公益法人であるということから、その公益事業をやつていただく限りはそれらについて優遇を与えることは問題がないわけでございますから、

それがその目的を超えていく場合には問題がある。ただ、それを処理しようと思つたと、公益事業の遂行に与える影響そのものを今度逆にとつてしまふことになつてはいけないといったようなことを考えております。

先ほど文部大臣にお尋ねになりましたが、他方で、これは税法の課税の問題でもございまして、公益法人そのものが本来の設立の目的に従つて、それを趣旨として運営されておられる大部分はそうだと思いますけれども、そうでないような場合につきましても、主務官庁においてその点は御監督をお願いしたい、こういうのが政府の考え方でございます。

○山下(八)委員 税務当局の方の組織上の問題もあろうかと思ひますが、特にこのような公益法人といふものは、収益事業で上げた収入を今度公益事業の方へ寄附をしていく、そういうこととかわりな節税、そういうことも一生懸命にやられるのです。ですから、そういう意味では国民の皆さんも、特に宗教法人がどうしたか目には一番映るもので、大変不公平ではないか、また、まじめにやつていられる宗教法人のことも大変迷惑を一方ではこうもつていられる。一方ではまた、とにかく宗教法人をつくれれば大変優遇されるからと、一生懸命今休職宗教法人を探して何とか買おうとか、そういう努力をなさつていられる方もいらっしゃるわけですね。そういう不公平があるからそのような状況が出てくると思ひわけでございまして。

そういう意味でいいますと、やはり収益事業の拡大とかあるいは収益事業から公益事業への寄附に対する制限、そういう知識があると思ひわけです。そういう意味での見直しをもつともつとやつていただきたいと思ひわけです。そういう中から少しでもやはり不公平感を除いていく、このことが大事だと思ひますが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕
○宮澤内閣大臣 御指摘のとおり、行政でそういう

う努力をさらに続けていく必要があると思つております。

○山下(八)委員 それではここで、ちよつと先に飛ばして質問させていただいたものですから、質問を戻して進めさせていただきたいと思ひます。

特に、リクルートで騒いでおりますのは、キャピタルゲイン課税、有価証券譲渡益問題を中心とした株の問題でございまして、私たちが有価証券の譲渡益課税につきまして、私たちはこれに對しましてもう少しかりと課税をすべきではないか、あるいはまた総合課税にすべきではないか、あるいはまた、納税者番号と申した方がいのか、あるいは社会保険番号と申した方がいのか、とにかくやはりキャピタルゲインなんかをすべて集めて総合課税にしていくべきである、こういう考え方を強く持つていくわけでございまして。

特にそういう中で、昨日の中で、総理もこのカード制の導入についてはちよつと検討をするような答弁があられたようでございますが、できればひとまずカード制をこの八〇年代に導入をしていく、そして総合課税を九〇年代のうんと早い時期に取り組んでいく、このような決意はございせんでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 昨日私なりの見解を申し述べたところでございまして、今、山下先生おっしゃつた、今一九八八年でございまして、したがつて、そういう期限についてそれこそ今専門家の議論としては税制調査会でいろいろ御議論いただいておりますわけでございまして、一つの手順のような形で申されたわけでございまして、そこまで自信を持つてそういうふうな言い方をいたします。この心境には今日まだというふうに思ひます。

○山下(八)委員 いままでということでは一番難しいことではございまして、大体やはりある程度希望の持てるようなそういう年限というものはあると思ひます、総理流に申しますと、それは、こういう答弁をいただきますと、これは三年待てばいいのかな四年待てばいいのかな、そ

ういう気持ちの御答弁はいかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 かなり質問の範囲を広げていただきました、そういうことで私自身考えて、また先般の坂口さんの御質問の際も私なりに考えてみて、かねて各方面からの主張がございまして、昨年、マル優廃止の国会におきまして五年後見直しというのが一応入れられたわけでございまして、条文をちよつと忘れましていただけない。それに整合性を合はすと四年後というところがあるいは念頭に置くべきものかな、そういうような御議論がなされておることについては十分傾聴すべき意見ではないかというふうに考えておるところでございます。

○山下(八)委員 ただいま四年後あたりをめどに傾聴に値するのではないかなという御答弁をいただきましたから、私もそのように理解をさせていただきます。どうもありがとうございます。

それから、やはりこれもまた大變国民の不信感を招いているわけでございまして、政治家のパーティーにつきましまして質問をさせていただきます。

特に総理は、当初この政治家のパーティーにつきましては、国民とともに血を流す必要がある、そのようなことで、たしか河口湖の竹下・安倍会談であつたと思ひわけでございますが、そのような談話を見させていただいた記憶があるわけでございまして。そのころはある一定の課税はやむを得ないだろう、そういう気持ちもあられたやうでございまして、今日どうもそのような声がだんだんと聞えてこないような気がするわけです。

特に政治家のパーティーといふのは、いろいろ多くの企業へ、一枚二万円も三万円もします大変高いパーティー券を、その企業に一枚ずつお売りするのではなくて、規模によるのでしようけれども五十枚だつたりあるいは百枚だつたり、それ以上かまわありませんが、私経験がないものですからどれぐらい持つていくのかわかりませんが、けれども、かなり多くのパーティー券を販売をす

る。そして、パーティー会場へ行きますと、料理のところにまで手が届かないように大勢の皆さんがいらしている。そういう中で莫大な収益を上げまして、そしてそれを政治資金として、また政治活動として一生懸命活動なさるというためにやっているようであるわけでございしますが、これにつきましてやはり国民の側から見ますと、政治家はこんなことを数多くやられる、国民感情としても一つ納得できない、この気持ちというものは正直言って強いと思うわけでございします。

そういう形から、幾らの税率がいいか、あるいは印紙税方式がいいかとかいろいろいふことも言われておりますが、そのような印紙税方式がいいとかあるいはどういふ税として徴収した方がいいとか、そういうことは別にしまして、やはり税としてこの際一定のけじめをつけていく、このことは大変重要なように感じるわけでございします。そういう意味で、税として一定のものを徴収していく、納税をする、そういう考えはございしませんでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 私に関する御指名もございましたので私からお答えをいたすことにいたしますが、基本的に申しますと、まさに各党の皆さん方で御協議いただいております課題であつて、それを尊重申し上げるのは当然のことだということになるわけでございしますが、先般若干お許しをいただきましたので、不公平感というものは理論的不公平感ともう一つは情緒的不公平感とある、ちよつと言葉は自分自身も余り適切であるとは思わないながら使ってしまったわけですが、今、山下委員のおっしゃったのは、国民の感情から見るとやはり情緒的な不公平感というのがあるのじゃないか。

ですが、先般二見委員とも御議論いたしましたように、さて収益事業であるかという問題が一つ。それから消費税方式というものは、消費税に反対しておつても消費税という名前でもやるのはいかがかとかいう問題。あるいはいま一つは、それこそ今おっしゃった印紙税方式、昔の地方税

の入場税方式みたいな感じで私自身は承らせていただきますが、そういうところへいくと、確かに専門的な議論をすればするほどそういうところに問題が生じてくる。

基本的には、政治資金としての立場からこれをとらえれば、政治資金規正法の中からアプローチしていかなくはいかぬ。今も、それでやりましたのを私生活に、私の所得の方へ入れれば、これは雑所得として総合課税の対象になっているわけでございしますから、したがって収益事業というものの対するきちんとした議論を、やはり法律をつくるわけでございしますから、まさに各党のそれこそ専門家中の専門家がお寄りになつていふと思うのです。私、自分でよく申しますが、よく税制の話に出ますと、私は初級講師だ、こう申しておりますが、上級講師の方がお集まりになつて、そこでやはり議論がそういうところへいくんだ、私の体験から見ても、その議論を苦惱してやつておられることも私にも理解できるわけでございします。

しかしそれはいつても、よしんば、朝令暮改という言葉はお使いになりませんでしたが、暫定的にやつてみて、そうして改正する分でもやるのが情緒的不公平感に对应するものではないか、こういうふうな御指摘もあつておりましたので、そうした議論はよく私もにも、苦惱していらつしやる点もわかるし、そして情緒的不公平感もわかるし、やはり専門家の皆さん方でお話めいたくことに對して、そのときは私も仲間になつてくださうと言いました、政府自身も仲間になつたような気持ちで対応していかなくならぬ問題じゃないかなというふうな思つています。

○山下(八)委員 自治大臣、自治大臣は政治資金を所管する担当大臣でもあるわけですが、そちらの方は別にしまして、一つは、政治家といたしまして、政治家のパーティー収益、これは先ほどからくどくど言つておりますように大変不公平感を感じている、それに対してどのような感想をお持ちか。それからもう一点は、今度は担当大臣とい

たしまして、どうすれば一番いい知恵があるか、ちよつと御答弁いただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 全般的な政治家としての考え方、思ひ方については今総理からお話のあつたとおりでございしますが、いずれにしても、政治活動を行う上に、啓蒙宣伝やあるいは自分の主義主張を選挙民あるいは国民に知らせるために必要な経費があることは当然でございします。そのために政治資金規正法にのつてそれが調達をいたしているというものが現実ではないかと考えるわけでございしますが、その都度、時代背景によりまして問題点の指摘があるわけでございします。過去においては寄附行為がいかなるものかという総枠の規制や一つのそういうものがあつたわけでございしますし、現在やはりパーティーが問題になつていくという認識は強くなつております。しかし、そういうことで政治家がみずからの判断、倫理感に基づいてどう処置をすべきかというのが大前提にあるわけでございします。

自治大臣としてどうかということになりますと、政治家や政治家周辺のいわゆる励ます会、このパーティーについて、それが対価として当然なことであり、出席が前提とされるならば、それは人格なき社団の催し物でございしますから非課税であることは当然でございしますし、いわゆる政治家周辺が行うことだけを課税することができるかといひますと、特例を設けることは事務的、技術的になかなか難しいのではないかと感じもいたすわけであります。

いずれにいたしましても、しかし問題があつて世上それぞれの議論を呼んでいるという現実、これは直視をしなければなりませんから、それぞれ各党間で、いわば政党内には政治家個人のよつて立つ基盤でもございしますので、十分に御議論を賜つておおよその筋を立てていただくならば、事務当局というか所管をする自治省としてもその問題に对应ができるかと思ひますが、いずれにしてもその問題を政治資金という限定分野で考えるならば、それぞれの政党や政治家のよつて立つ基盤

でもございしますので、十分な御議論を賜つた後にひとつ具体的な検討をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○山下(八)委員 総理、確かに政治家のパーティーにつきましても政治資金規正法の関係で大変難しい面はあらうと思ひます。だからといって、やはり国民はなかなかそう簡単に納得してくださる、そのようなものでもないと思ひます。やはり不公平感を強く感じていらつしやると思ひます。特に特例措置というものが難しい、なかなかつくりにくい、このこともある面では私も理解できます。けれども、税の中にも随分特例措置といふのはございしますよね。そういう中からいいますと、思ひ切つてこの際、国民の皆さんの理解を得るためにも特例措置をつくつていただく、このことがかえつていいのではないかと、そのように考えるわけですが。それは印紙税方式がいいのか、あるいは例えば二〇%なら二〇%を収益の中から納めるのがいいのか、その辺は別にしまして、やはり税方式で思ひ切つて納めていく、このことが国民の納得を得るいい方法だと思ひますし、またいい特例方法だと思ひますので、その辺を中心にしてぐつと前向きに検討していただく決意はございしませんでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 私に対する御指名もございしますが、先ほどのお答えを繰り返すようになりますけれども、私も、今おっしゃつていふことは十分理解をしております。が、それを本当にどういふふうにして仕組んでいくかというところが、今専門家の皆さん方でもいろいろ御議論をいただいておりますところであらうと思ひますだけに、私自身がその専門家の皆様方の話し合いの中へ仲間入りさせてもらつたような気持ちで対応していかなくならぬ。それは山下さん、おれならこうするよというものを今言うだけの自信がないということとは率直に申し上げます。

○山下(八)委員 はい、わかりました。じゃ、この課題はこれで終わらせていただきます。今度は医師優遇税制についてお尋ねしたいと思

います。
社会保険診療報酬の中で、社会保険診療報酬の特例措置で行っています五千万円超の方は何多ぐらいいらっしゃいますか。

○伊藤(博)政府委員 お答え申し上げます。

六十二年分の確定申告で租税特別措置法の第二十六条を適用しております医師、歯科医師の数は約六万三千人です。このうち社会保険診療報酬が五千万円を超える者は約二万人というふうになっております。

○山下(八)委員 そうしますと、ざっと三〇％強ということになりますか。——いいです。

今、社会保険診療報酬の特例措置は五段階になっております。五千万円超の五二％と、一番下が二千万円の七二％でございますが、そういうふうになっているわけでございますが、この社会保険診療報酬の現行五段階の廃止、このことは考えていらっしゃるまいか、あるいはまた検討はいたしていらっしゃるまいか、というふうか。

○水野(勝)政府委員 所得税は収入金額から必要経費を差し引いた残りを課税所得とするというのが大原則でございますから、そうした必要経費とは一応無関係にこのように五段階の経費率で差し引くということはいはば特例措置でございます。こうした点からいけばこうした特例措置というのは税制上は好ましいものではございませんが、しかし、医療の特殊性と申しますか、そういった点から現在五段階のこうした特例が定められているわけでございます。

ただ、この制度が適用になりまして以来既に長年月を経過しておりますので、昭和五十四年度改正ではそれまでの七二％一律から五段階になった。その後十年程度経過いたしましたので、この制度でございまして一回見直しをさせていただきますので、今回五千万円を超える方につきましてはこの特例の適用をお許ししたくということにいたしておるわけでございます。

この点につきましては各方面でいろいろ御議論

いただいているところでございますが、今回はとにかく五千万円を超える方についての適用を外させていただきますところまででございます。今後なおこの四段階は残っておりますが、税制上の要請と医療におきましての特殊性、こういったものを踏まえて各方面で議論がなされるかと思いますが、今回の措置といたしましてはこの四段階にするというのが適切なところではないかと考えているところでございます。

○山下(八)委員 二千五百万円以下、これにつきまして、昭和四十八年でございまして約七割の方が二千五百万円以下だったのです。それが五十三年度で四割、六十一年で三割と、二千五百万円以下も随分少なくなっております。今度は五千万円以下で申し上げますと、四十八年が二割、五十三年度が三割、そして六十一年が三割と、これは横並びになっているようです。今度は五千万円超、これがどのようになっているか、確かにだんだんと高所得者がふえてきているわけでございまして、昭和四十八年の五千万円超が約一割、そして五十三年度が三割、昭和六十一年が四割、そうしますと、五千万円未満というものが、社会保険診療報酬特例の人員構成で申しますと、そういうふうになんだんだん減少しつつあるわけですね。

だからといって、今御答弁がございましたとおり、いろいろとまた社会的に任務を担っていらっしゃるわけでございまして、そういう中で私も一定の理解は示すわけでございまして、特に僻地とかあるいは学校医の問題とかいろいろとあることは事実でございます。そういう中で特にこの医療関係で頭を悩ませるのは僻地、離島、そういうところとございまして、それ以外のところはだんだんと今随分環境もよくなっております。昭和二十七年当時から考えますと大きく変わっております。そういうわけでございまして、

そういうところから申しますと、今五段階を、私は当初、なくしちゃえばいいじゃないかという質問をさせていただいたわけでございますが、二千五百万円以下ぐらいは残しておいて、この七

二割ぐらいは残しておいて、あとは全部この際思い切って廃止をしてもいい時期に来たのではないかと、それぐらいの思い切ったこの不公平税制の是正をすべきではないか、そのように思いますが、いかがでしょうか。

○水野(勝)政府委員 先般の与野党の御協議におかれましては、与野党からは、「今後の医師税制のあり方については、政府案の実施状況」、今度の五千万円超の刻みを一減らすということでございますが、この「政府案の実施状況を踏まえ、五十四年の大蔵委員会の附帯決議、指摘されている諸要素を勘案して、引き続き検討し、四、五年を目途に結論を得ることとしたい」とされているところでございます。

私もそういったしるしでも、こうした与野党間のお話し合いがございしますので、その趣旨を踏まえて適切に対処してまいりたいと考えておるところでございます。

○山下(八)委員 これは大蔵大臣がいいのです。たしか自民党と野党がいろいろと協議しておりました。自民党からの考え方としてお答えいただきましたのは、「四、五年を目途に結論を得る」と、今と全く一緒の答弁であるわけですね。だけれども、この臨時国会中にせめて今回大きく課題になっております十項目の不公平税制、これについては一定の答えを政府として出して、そして法制化していく、このことが重要だと思っております。また四、五年待つ、また四、五年待つ、そういうふうになるかわからないのです。せめてここまですっかり盛り上がっているのです。せめてここいう意味から考えますと、思い切って法制化して、その臨時国会にしない私は意義がないと思っております。そういう意味からしてもこの医師優遇税制についても今最大のチャンスに来ていると思っております。だから思い切ったこれにつきましても国民の皆さんが納得する、このような抜本改革が必要だと思っております。

先ほど私は自分の住まいのところを申ししたわけでございますけれども、最近が高額納税者という

格好で地域の小さな新聞にずらっと出るわけですね。私の住んでおりますのは田舎ですから、そういう中で出てきますのは、土地を一時的に売られて確かに高額納税者で出てくる方も時々いらっしゃいますけれども、大体地元いらっしゃるお医者さんが残念ながらほとんど高額納税者で出てくるのです。私は、お医者さんというのはそういう意味ではある面では不幸な面を持ってみえるな、そういう気持ちもあるわけです。比較的ほかの事業をやっている皆さんよりは、ある面では収入が少ないのではないかと、私はふと思ったりするわけでございまして、私も、しかし高額納税者で出てきてしまうという部分があるわけですから、ある面では同情するところはあるわけでございまして、けれども、やはりこの際抜本改革をしていく、このことも重要だと思っております。そういう立場から、いかがでございませうでしょうか。

○宮澤(昭)大臣 この問題は御承知のように大変経緯が長うございまして、私記憶しておりますが、三十何年、講和会議のころからの実は問題でございます。そのときには、御承知のように大変にお医者さんが少のうございまして、国民のいろいろな意味の病氣も多い、また予算上の制約で、当時一点単価と呼んでおりましたが、そういったようなことについてもなかなか思うようにならぬと、いろいろなことがございまして、発足をいたしましたものでありますから、三十何年間、これはちよっと制度として定着したとも申しませんが、もうそれだけの長い経緯を持つようになりまして、昭和五十年年に一通直しておりますけれども、それだけのいきさつ、長い経緯がある問題でござい

ました。したがって、今回政府がこのような御提案をいたすにつきましては、実はかなりのこれは踏み切りであつたと、私どもの立場から申しますと考えるものでございまして、つまり、これによつて適用人員で申しますと六割ぐらいいから四割ぐらいいに、対象金額は四割から二割でございませうか、聞

きますとこの優遇措置を受けていた減税分が九百億だそうでございますが、それが三百億ぐらいに縮減されるということでございますので、かなり大きな変更であるというふうに私どもは実は考えておるのでございますが、今御指摘のように、それについても、しかしいろいろ問題があるであろう、考えなければならぬのは僻地や辺地の医療ということではないかといったようないろいろな御議論がございます。

それで、そういう経緯でございますので、仮に四、五年でも様子を見させていたで、それを中途に結論を出させていたでどうか。税の本来の立場から申しますとこれは大變にいわば例外的な措置でございますから、税の本来からいえばできるだけ早くという気持ちがございますが、ただいまのような経緯を御了解いただきたいと存じます。

○山下(八)委員　そこまで踏み込みたくないわけですが、確かに九百五十億円の優遇措置がされていくことは事実であるわけですが、現在九百五十億円。それは、五段階、四段階、三段階、二段階、なしにしてしましますと九百五十億円が優遇がなくなっていく、そういうことでございます。だけれども、今長い歴史の中でのお答えがあったわけでございますが、今日の社会情勢を考えてみましても、もうこの社会保険診療報酬の問題につきましてもけりをつけてもいい時期に来ている。ですから、今回野党四党が中心になりましたとまめした不公平税制の中の一つの大きな課題になっていることも事実でございますし、ぜひ四、五年という悠長な考えではなくて、もっと早く結論を出していく、そういう努力を政府としてもしていただきたいと思うわけです。

同時に、それとあわせて、これは大蔵大臣の方にお尋ねしたいと思えますけれども、個人住民税とあるいは法人住民税というのはかかっているのですか。

○海部委員長代理　自治省税務局長。
○山下(八)委員　自治省じゃない、大蔵省に聞い

たんだ。
○海部委員長代理　自治省が手を挙げておりま

すから、まず自治省の答弁を聞いていただい
て……。
○湯淺政府委員　社会保険診療報酬に対する特例
措置につきましては、所得税、法人税と同様のレ
ベルで、住民税の問題が同じレベルで特例措置が
かかっているわけでございます。この点につきま
しては、今回国税の概算経費率を直すということ
になりますと、それに合わせて、住民税にお
きます所得の計算におきましてもその特例措置が
五千万以上についてはなくなってくる、こういう
ことになるわけでございます。

○山下(八)委員　なぜその特例措置があるのです
か。——じや自治省でいいです。
○湯淺政府委員　個人住民税の課税の基礎は、御
案内のとおり所得税の所得の計算の例によるとい
うことで課税標準が決められているわけござい
ますので、その課税標準は所得税の計算の例によ
ります所得の例によって計算をするというところ
から出てくるわけでございます。

○山下(八)委員　そういうことを聞いているわけ
じゃないのです。なぜ住民税が非課税に、住民税
が控除されているのか、そこをお尋ねしているの
です。——事業税です。ごめんなさい。
○湯淺政府委員　住民税につきましては、所得の
計算上これは所得税に準ずるということをやつて
おりますので、この点は御理解いただきたいと思
います。

○山下(八)委員　今住民税と私うっかり間違つて
質問いたしましたので、ちよつと私が答弁を
逆進をさしていただいたわけですが、要する
に、個人であろうと法人であろうと事業税も免除
されているということであるわけですね。これ
は、一方で社会保険診療報酬がこのように特例
措置をされている、また一方で事業税の方も特
例措置をされているという、随分特例措置をされ
ているわけです。

そういうことを考えていきますと、先ほど社会

保険診療報酬だけの方でお話ししたわけござい
ますけれども、事業税の方も特例措置をされてい
るわけでございますし、そのことを考えていきま
すと、やはりこの際、両方を眺めながら重要な政
府としての政治課題にしたいだきたいと思うわ
けでございますが、大蔵大臣、その辺はいかがで
しょうか。

○湯淺政府委員　社会保険診療報酬に対する事業
税の特例につきましては、昭和二十七年に、この
ときに社会保険制度の普及充実に図るというよう
な目的とか、あるいは社会保険医の一定の所得水
準の維持を図るというようなことでこの制度が創
設されたわけでございます。そういう意味で、所
得税、国税、地方税を通ずるこの社会保険診療に
対する一つのその当時の価値判断というものがも
とになりまして、事業税におきましても実質非課
税というものができ上がったわけでございますし
て、これが現在まで続いているわけございま
す。

今回も、事業税につきましてこの特例措置をど
うするかということはかなり大きな議論として部
内でも検討させていただいたわけでございますけ
れども、御案内のとおり、所得税、法人税あるい
は住民税、それからこの事業税という全体の特例
措置の中でどれから手をつけるかというようなこ
とがございまして、まず、地方税をとりますと住
民税、住民税の方の特例措置の縮減を先に考えて
いくのが適当であろうということで今回の改革案
になったわけでございます。

そういう意味で、今後事業税につきましても引
き続き検討していきたいというふうに考えており
ます。
○山下(八)委員　時間がありませんので、ちよつ
と走らせていただきたいと思います。

みなし法人課税の問題で、これもやはり自民党
からの回答では「二、三年中に結論を得ること
したい」というふうになっているわけございま
す。
確かにみなし法人課税の皆さん方は、どちらか

という大変な零細企業と言っても言い過ぎでは
ないと思うわけございまして、そのお気持ちは
わかるわけございまして、特にこの問題
につきましても、サラリーマンといえますか勤労
者と申しますか、そういうところから見ますと、
随分不公平になっているではないか、そういうよ
うな声が出ております。また一方、そういうみ
なし法人の皆様方は、決して不公平ではない、青色
申告を考えれば、我々ももっとと苦勞してい
るんだ、このような御意見もお聞きしておりま
す。そのとおりであろうと思うわけです。また、
連合の方から申し上げますと、これは二重控除に
なっているから、そういう面から大変な不公平
ではないか、いろいろな意見が出てくるわけ
でございます。

このみなし法人だけではなくて、青色申告をな
さっている皆様方もあるわけでございます。ま
た、法人の中でも、オーナー法人と申しますか、
零細なオーナー法人の会社なんかよくそういうこ
とは見受けられるわけございまして、特に地域
でどうしても不公平感を感じさせますのは、勤労
者の皆さん、共働きの皆さんが保育園に子供を預
けますと、大体保育料が一番高い保育料になつて
しまふ。それから、みなし法人の皆さんとか青色
申告の皆さんとかオーナー法人の小さなある程度
の会社の社長さんとか重役さんなんか、そういう
方は保育園に預けましても保育料は最低の方に來
ている。では生活の実態はどうだろう。片一方は
立派な邸宅で、立派な車に乗っていらつしやる、
そういうところから一方では来ると思うわけ
です。そういうところから不公平感を、ある面では
誤解されて思われる方もあると思うわけござい
ますが、それも現実は事実だと思ふわけです。

同時に、みなし法人でちよつと絞って申し上げ
ますと、確かに二重控除になっていることは事実
でございますし、そういう中から、どうしてもこ
の今の状態で二重控除を外せ、そう言ったら、
我々は大変じゃないかと、またみなし法人の皆さ
ん方は大反対をされることはよくわかります。け

今回もやはりそういう両方の議論が行われたやうでござりますが、結局、ですからみなし法人というのはサラリーマンからいえば何か大変うまい、しかし同族会社を今度は事業者が見れば、同族会社はもつというあるじやないかというやうな、そういう配列になっておると思ひますものですから、このたび、いづれにしてもこの事業主報酬というのは青天井というわけにはもとよりいいかない、これをやつぱり制限をするということでお願いをいたしましたわけでございます。

これによつて、実態上この制度がいわば乱用されることを防ぐということとやらせていただきます、これは昭和六十八年まででございます

ですから、赤字法人を少なくしていく、こういう手だても必要ではないか。そういう意味では、例えば緊急に必要でない土地を取得した場合、また特に何を具体的にいふまでに完成をさせる、どういう目的で使用する、そういう意味で取得をしなかった土地でありますとか建物につきましては、例えば損金としてみなしていかないとか、あるいはまた退職引当金とか貸倒引当金等があるわけでございますけれども、これにつきましても損金の方に持ち込むことができるわけでございますから、そういう中からまたバランスをとっていく。

いろいろなことがやられていると思うわけです。今申し上げたいのは、一つはそういう意味

も、そういう問題であるとか、あるいは土地の問題は、御承知のように、すぐ用もないのに土地を買って、その金利は経費だということとはこれは困るなというようなことは、今度制度上の改正をさせていただこうと思つていますが、行政、制度両面からやはり詰めていかなければならない問題だと思ひます。

○山下(八)委員　六十一年度分で貸倒引当金期末

○水野勝政府委員 御指摘のように、六十一年度二十二兆一千億円の償却実施額がございます。ただ、償却額と申しますのは耐用年数に基づきまして機械的に計算される。耐用年数はその物の物理的な使用年数といったものを技術的な観点から算出しているものでございまして、これを財源確保といった観点から伸縮させるといふことはいかがかと思うわけでございます。

確かに、御指摘のように、最近機械等につきまして、材質とか技術の水準の向上によりまして、耐用年数が延びているのではないかと、一方に現象も見受けられるわけですが、一方に、おきましては、技術の進展によりまして経済的に陳腐化する現象もまたあるわけですが、耐用年数にきましては専らこれを短縮してほしいという要望が圧倒的でございます。しかし、それに対しては、今の御指摘のような材質が向上しておりますとか、そういった観点からまだ現在これを一般的に短縮するということは御勘弁いただきたいというところで頑張っているのが実情でございます。

○山下(八)委員 もう時間になりましたので、退職引当金、それと貸倒引当金、それを圧縮する決意はございませんでしょうか。

○水野(勝)政府委員 三つの引当金は、先ほど数字を御指摘いただきましたとりの金額となっておりますわけですが、例えば貸倒引当金でございますと、このところ、六十一年は二兆九千億ですけれども、五十六年に三兆四千億ございましたが、年々むしろ減ってまいっておりますわけでございます。貸倒引当金につきましてはこれは大体二、三年間に引き当てる率を縮減させてきたのだいておりますので、この五年間一貫して引当金残高が減少しているところでございます。退職給与引当金や賞与引当金、これは増加してきております。これにつきましては、退職給与につきましては百分の五十を四十にするとかいろいろ随時見直しをしておりますのでございまして、引当金の中でも特に大きなこの三つの引当金につきましては、税制調査会でもこの引き当てる率自体について実情に合うように見直せと言っておりますので、そうした方向で今後検討をしておりますつもりでございます。

○山下(八)委員 特に退職引当金につきまして申し上げたいのですが、きょうは通産省をお呼びしてないですからあれですが、実は立派な大手の、うんと利益が上がって退職引当金を十分活用

できる、こういうところはいいわけでございます。そうでなくて、実際これを運用しながら、言葉悪く言えば悪用しながら、倒産したときにはもう退職金もなかった、こういう実態のあることも事実なんです。ということは、正常経営を行っておりますときには退職引当金に入れますと損金になりますからそれを活用していき、そして景気が悪くなりましてそれをいつの間にか運用している、そして倒産してしまつたときには退職金は一円も出なかった、こういう状況が現実にあるわけでございます。

やはりこの退職引当金という制度を生かすならば、これは商工関係にならうかと思いますが、割賦販売法で、私もよく詳しくは知りませんが、これも、例えば互助会等で結核式を挙げます、あるいは、めでたい方だけでおいておきますけれども、そのために毎月五千円なら五千円ずつ積み立てていきます。そうしますと、そのうちの二分の一は指定された銀行とかあるいは何かそのような会社へ通産省の許可を得て積み立てていく、消費者の保全をしていく、こういう形になっているわけですから。そうしますと、損金として認めるのであるならば、そのような制度をこの退職引当金にも活用していいのではないかと、同時に、それをそのようにしないのであるならば、損金は支払ったときが損金であるわけでございますから、その時点で損金に落としていけばいいのではないかと、そのように考えるのですが、いかがですか。

○水野(勝)政府委員 まさに退職給与引当金につきましては御指摘のような議論があるわけでございますが、この退職給与引当金に限らず引当金制度は、その支払い準備とかそういう趣旨のものでなく、勤労者に働いてもらった、将来退職されるであろうその退職金の債務はいつ会社として費用に計上すべきかという、その費用、収益の計上の時期のいわば会計上の問題であるということと、現時点では支払い準備的な発想は入れてないわけでございます。

ただ、この引当金でできた当初は税法上もそう

した要素を入れておりました。銀行に積み立ててある特定預金の四倍までを引当金の準備限度額とするというような制度でございましたが、むしろ税制上としてはそれはおかしいということで現在やめているわけでございますが、いろいろ御議論のあるところは承知いたしておるところでございます。先般の与野党の御協議でも、「全体としてどうあるべきかについて、二、三年内を目途に更に検討する。」ということとを与野党からお答えをしていただいておりますので、私どもも、もろもろの御意見のあるところを踏まえまして適切に対処してまいりたいと思っております。

○海部委員長代理 山下君、時間が経過してしまつたので、

○山下(八)委員 時間が参りましたのでこれで終了したいと思います。

土地税制とかあるいは企業税制、国際課税制度、それから個別物品税制度、積み残しがあつたわけでございますが、いざにいたしましては野党四党で十項目の重要な不公平是正をまとめ上げております。それに対して自民党からの当面の回答もいただき、精力的にまだ話し合ひもされております。だが、行政府でございますが、特に竹下総理を初め竹下内閣に強く御要望を申し上げさせていただきたいと思つたわけでございますが、この臨時国会中にぜひこの十項目を中心とした不公平税制が大きく是正され、そして国民が納得する臨時国会にさせていただきますことを心からお願ひしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○金丸委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

○坂口委員 一番最初に、厚生大臣が十分後に退席をされるのでございますので、医師税制の問題から聞かせていただきたいと思います。

きょうは午前中にも医師税制につきまして御議論がございました。我々も四党の十項目の中の一つに入れました。いろいろと議論を重ねてきたところでございます。この医師税制につきましては、税の立場から物を考えます場合とそれから医療という立場から考えます場合と、いろいろ意見の違いも実は出てくるわけでございます。

まず税の立場から申しますと、今回政府の方がいわゆる不公平と言われるものの中では最も厳しく切り込まれた一つでございます。午前中にもお話がございましたように、九百五十億円という特例から上がります、特例によりまして負担減になつております部分、この部分の中で六百三十億とおっしゃいましたか、六百三十億今回の税制でカットされる、こういうことでございまして、大体三分の二カットされることになるわけでありまして。今後この医師税制をこのままで置いておくとしたとしても、四、五年いたしますと物価上昇等もございまして、だんだんとこの恩恵を受ける人の数は少なくなっていく。恐らく五年ぐらゐ後には大半がこの特例から外れるのではないかと、こういうふうに思いますが、まあこの特例は、いわゆる特例でありますだけに、これは外して新しい何かを考えた方がいいのではないかと、この意見があるわけではあります。

私もこの税につきましては、この社会診療報酬の特例につきましては一つのけじめをつけて、そして新しい出発をしてはというふうに思つて、そしてありますが、私は公明党に所属しております国会議員でありますと同時に医師会の一員でもございまして、これは竹下総理の御答弁の仕方をまねて言わしていただければ、発言が医師会寄りにならないようによく自戒をし、我が身によく言い聞か

午後一時五分休憩
午後一時一分開議

せながらこの立場に立っている、こういうことではないかと思うわけでございます。

まず厚生大臣にお聞きをしたいと思いますが、厚生大臣の立場からごらんになりまして、医師の数がこれから大増加をしていくというふうなことも含めて、この税制問題にどう対応していったらいいというふうにお考えになるか、一言先にお聞きをしておきたいと思ひます。

○藤本國務大臣 医療の公共性、他の事業に比べまして極めて高い公共性を持っている、このことはよく御承知のとおりでございます。その公共性にふさわしい税制上の特例措置が、いろいろな経緯がございましたが行われてきた。そのことを社会的に評価されておるといふことだと思ひわけでございまして、そういった社会的な評価がまた医療に従事していらっしゃる関係者の自覚をさらに高めていって、それが結果として国民の皆さん方に良質で効率的な医療を提供するということになつていふと思ひわけでございまして、私は、この公共性の高い医療にふさわしい税制上の特例措置というものは、今後何らかの形で当然配慮していかなければならないという課題であるというふうに考えております。

○坂口委員 厚生大臣、退席していただかなければならない時間が迫っておりますから、厚生大臣に対する御質問を先にやらせていただきますと思ひますが、先ほども少し触れましたとおり、非常に医師の数が人口割にいたしましてふえつてございます。私も卒業いたしましたときには一クラス四十人でございましたが、私の大学では今百名でございまして、二倍半になつていふわけであります。全体で三千人ぐらゐでございしたけれども、今は八千人ぐらゐになつていふ。大学の方でも一割カットということで、人数を現在減らすように努力をしておみえになるようでございますが、先般この委員会でも文部大臣にお聞きをいたしました、なかなかそこは十分にいきにくいという経緯もあるわけでございます。

将来、医師が人口割にいたしまして非常に増加

をするという、こういうことも起こるだろうと考えております。そういったしますと、医師の数が人口割にいたしましてふえまうと、どういたしましても医療費が増大をする、これはもう今までの経緯を見ましてもそうならざるを得ないだろうと思ひわけであります。

そこで、どうしたらいいのか。一つは、私は、高齢になられた先生方に早く引退をしてくださいと言ふのは大変失礼なことでございますが、ある年齢に達した先生方に、若し先生方に第一線はひとつお譲りをしていただいて、悠々自適並びにボランティア活動あるいは医師会活動等々に御専念をいただくというふうなことも、これは考えていかなければならないのではないかとこのように思ひわけであります。

そこにこの税制問題が絡んでくるわけでございしますが、アメリカでリタイアメント・ファンドというのがあるようでございまして、これは引退をしていただく先生方のための一つのファンドだといふふうに聞いております。早くと申しますか、一定の年齢で引退をされる先生方には、そのときにおろして使つていただく。お若いときには預金と申しますか何と申し上げていいのかわかりませんが、そしてそのときには税の控除を行う、ただし使つていただくときには、おろしていただくときには税の対象とするというようにして、そして将来の高齢化のために少しファンドをしていただくという制度があるようでございまして。

税制は私はもうすつきりとした方がいいと思ひわけでございまして、この医師増加ということも兼ねて、そうした方法も将来にとつては一つの方法ではないか、かように考えている一人でございます。もしそうしたことにつきまして、医師増加とそれから偏在、増加いたしましたもなかなか山間僻地には先生方が少ない、そうした問題もあるわけでございまして。これは今後の福祉の問題等々ときに詳しくまた議論をさせていただきます。いたしまして、医師偏在あるいは全体としては増加、そうした中でこれをどうしていくかということに對

するお考えがありましたら、この際ひとつ先に聞かせておいていただいて、御退席いただきたいと存じます。

○藤本國務大臣 お医者さんの数がどれだけが適正であるかという問題は、これは非常に難しい問題でございます。一応一十万人・百五十人という四十五年の目標は達成した。ところが、御指摘のようにこのままいきますとどんどんふえ続ける。ヨーロッパの先進国の状況を見ましてもこれは何らかの対策を講じなければならぬということ、今一割の削減を考へて御協力いただいております。であります。それを進めながら、適正な水準を維持していくための方策につきましましては、今後真剣に、慎重に考へてまいりたいと思ひております。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

それから、年金のようなものをもらつて、それでリタイアしていくという方策についても御指摘がございました。まことに傾聴すべき御指摘でございます。私も考へ方としてはそのような考へを持っております。例へば言へば、国民年金基金という制度がございまして、そういう中で今御指摘ございましたようなことを考へられるかどうかという点につきましても、ひとつ真剣に勉強してまいりたいと思ひております。

○坂口委員 大蔵大臣にお聞きをしたいと思ひます。今厚生大臣御退席の関係上、先にちよつと議論をいたしましたので話が前後する面がありますが、お許しをいただきたいと思ひます。

この医師税制、今回約九百五十億の中で六百三十億、かなり厳しく切り込まれました。それで、税制の立場の公平というところからいけば、この税制は以前からいろいろ問題が指摘されてきたところでありまして、この方向性、こうした方向に向かわざるを得ないのであらう。また、中にはこれが過過ぎたと言ふ方もあるわけでありまして、我々もこの税制につきましましてははじめをつけなければならぬあらう、こう思ひていふわけでございまして。

今議論をいたしましたように、山間僻地の医師に對してどうするかという問題もございまして、それからもう一つは、医師というのは非常に忙しい仕事でございますが、一つは、保険点数という事務的な問題がございまして、これを逐一いろいろとつけなければならぬという問題がある。今後あわせてこれに非常に細かなものがある。さん重なるものでございまして、その細かな事務量というものをさらに一つ税制のためにふやすといふことは、現場から申しますと非常に困難といふことが言えるのではないかと私は思ひわけであります。

この税率のパーセントが今まで問題になつていまして、パーセントは最も公平なパーセントにしなければならぬと申しますが、パーセントは直して、そしてこうした簡易制度と申しますか、余り事務量を伴わなくても済むような方法は残した方がよろしいのではないかと、こういう意見も多岐にわたつてございまして。私も現場を知る者の一人として、そのパーセントにつきましましてははじめをつけなければならぬと申しますが、しかし余りにも事務量を押しつけるということには反対でございます。そして、そうしたことは何かいい手はないのかといふことを暗中模索している一人でございます。これにつきましましては大臣のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○宮澤國務大臣 御指摘になりましたように、今回政府としては、かなり大幅な診療報酬課税についての改正をお願いをしたとしておるわけでございまして。そして、八月十七日の御提案を中心として各党でいろいろ御協議になつておりました。今後何年かをかけて、この問題は見直しをすべきであらうといふふうにお考えになつていらっしゃるかと承つておりますし、そのような意見を自民党としてはお願いしたいといふふうに承つておりますけれども、今おっしゃいましたことは、結局二つあると思ひます。午前中申し上げましたが、これは三十何年実

行われてきました制度でございますので、このたびの改正そのものもかなり大きな改正である、そこから申し上げられると思います。今後あとしばらく検討すべきだと思いますが、一つは無医村等々における、あるいは僻地における医療活動に対して何かしなければならぬのではないかと、いうことでございます。これは税制の措置そのものとは限らないかと存じますけれども、医療問題全般との関連でどういことがなされなければならぬか、考えられるかという事は、また関係各省庁ともよく検討してまいりたいと思っております。

それから、その次の問題は、特例優遇を最後まで残せというのでは必ずしもないが、しかし、ただでさえ非常に忙しい職業におられる方なので、実額の経費の算定というものはなかなか簡単なことではないと思う。殊に長年そういう制度をやっておられましたから、あるいは余計そういうことがあるかもしれない。まあこれは気がきかないことを申し上げるようなのでございますが、原則としては、納税者としてやはり経費がどのくらいあったかという事は御記憶願ひ、また計算をしていただかなければならぬという事は、私はどうも原則はやはりそう申し上げざるを得ないと思ひますけれども、従来の経緯等もあり、またいろいろどうい御実情でありますか、またそれに即して何かの方法が考え得るものであるかどうか、多少の時間もございいますのでまた事務局にも検討させてみたい。これは国税庁にも申しまして検討させてみてはどうかと思っております。

○坂口委員 この問題は終わりたいと思ひますので、総理大臣の方からひとつ御感想がありましたら聞かせていただきたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる俗称医師優遇税制ということにつきましては、実は私も今のお話を聞きながら、それから先般村山委員からの御質疑のとき、今の午前中の大蔵大臣からの御答え等、思ひ出しておりましたが、私は原議會議員になりましたのは昭和二十六年のときでございました。

そのときに同僚に二人お医者さんがいらつしやまして、それで二八プロという話をされて、本当に何のことであらうかと思ひました。あのときは、いや、我々の一点単価というものが何か一般世帯よりも若干優遇されるような所得に結果としてならなければいけぬ、それについてはいろいろ経費の問題について、そのときの言葉では腰だめという言葉をお使いになりましたが、要するに七二プロということになりましてねと、こんな話でございました。その先生一人国会へその後お出かけになりました、お出かけになった後、議員立法で決めたよという話、たしか二十九年の話だろうと思ひます。

それで、そのときからの経緯ですと見ておりまして、私も田舎でございいますから、定着したい制度だなどとは率直に思つておたつたわけでございます。したがって、五十四年はちやうど私は大蔵大臣でございませんでしたが、そのときに改正されて、それからその実績を五十五年の議会で議論して、それで今度は、相当荒っぽいという表現は適切じやありませんが、相当な大改正をされたなというふうに私自身は受けとめております。それをそれこそ協議会の皆さん方さらにいろいろ議論しておられて、衆知を集めてこれが改正に取組もうではないか、将来にわたって、ということとで党からお答えをした。これはやはり尊重すべきものであるというふうに私自身は思つております。

それからもう一つ、坂口委員おつしやっております。それからの話でございしますが、昔これも私聞いたことがございしますのは、お医者さん方の健康保険制度というのがある。同時に中小企業等の退職金制度みたいなものがあると同じように、それは組織強化の面から話を聞いたような気がするのでございまして、ファンド制度なんというのがあるべきだという話は聞いたことがございまして、なるほど偉い先生はえらいことを考えられるものだな、こういうことを感じたことがございしますので、おつしやっている意味は私には

そしやうでございますので、今大蔵大臣からお答えがありましたように、今後とも十分検討すべき課題である、熱心に検討すべき課題であるというふうに思つております。

○坂口委員 では、次の株式売却益課税に入らせていただきます。

売却益課税の問題に入ります前に、昨日宮澤大蔵大臣に大変失礼な言葉の数々も申し上げまして、いろいろと御意見を承りました。それで、そのときに大蔵大臣に、二申し上げさせていだきまして、すなわち宮澤大蔵大臣は今回のリクルートの問題についてはかわりはない、こういうふうにおつしやっているわけでございます。それから、しかし、その間の事情については十分にお聞きいただける立場におありになるわけでございますので、その関係の皆さん方によくお聞きをいたしたい、実情はこうであつたということをお聞きをいたしたい、大蔵大臣から発言をしていただくということになれば、事の解明はより進むのではないかと、こういうことを昨日申し上げたわけでございます。

と申しますのは、宮澤大蔵大臣が御発言になつております内容は、宮澤大蔵大臣御自身だけしかおわかりにならないことであつて、もう少し他の人々から見てもらひやすいところをきちんとお話しをいただければどうだろうかということをお聞きをいたしたわけでございます。きのう申し上げてきょうのことでございますから、まだその辺のところはあるいは進んでいないかと存じます。が、もし話の進展があつたといひましたら、この際ひとつ聞かせていただいておきたいと存じます。

○宮澤國務大臣 昨日仰せになりましたことにつきまして御報告を申し上げます、実は進展が余りございせんので申し上げてございせんけれども、努力をいたしておりますので申し上げます。この経緯につきましては、再三申し上げておるところでございますが、私の秘書でございます服部が河合氏から聞きまして、河合氏は名前を借りる承諾を得たものと考えまして取引を

いたしました。その際、宮澤の名義の方が取引が容易であると判断をして、私の名前を使つたということでございます。

次に、ただ取引の通知、取引に關しますその後の通知等々は服部あてに行かうというように、先方にそういう、何と申しますか連絡をいたしたということでございます。これが服部からの報告でございました。

それからさらに、株式の売買約定書のことでございますが、売買約定書は恐らく当然当初存在した、これは当然考えられますが、河合氏に確かめてみましたところ、取引がもう既に二年前のことであつて、約定書そのものはいわばもう要り用のない文書でございますから、済んだ書類でございますので、今見当たらないと申しておる由でございます。

それからもう一つ、今度は株式の売買の通知等々あるいは代金の払い込みでございますが、河合氏が服部名義の口座をつくりまして、そこに入金されておる、そういう事情でございますので、株式に關する通知あるいは株式売却益通知書等は私のところには参つてはおりません。大体調べましたところ、以上のことでござい

す。

○坂口委員 きのうのことでございますので、今お聞きしましたことはひとつ聞かせていただいております、さらに整理をされましたら、ひとつまたお聞かせをいただきたいと思います。昨日株式売却益課税についてでございますが、昨日も、他人名義を使うというふうなことが起こりますのは、これも株式の売却益に対する税制がきちとなつていないからこういうことが起こるのではないか、もしこれが総合課税というふうなことになるていば、他の人が宮澤大蔵大臣の名前を借りた、こう言ひましても、しかし税金は名義のその人にかかってくるわけでございますから、そう簡単にはいかないという事はだれしもこれはわかることでございます。ですから、これはやはりこの際、総合課税あるいはまたそのための納

税者番号制度というものは、早急にけじめをつけなければならぬのではないかと、これを申し上げまして、竹下総理大臣から御答弁をいただいたわけでございます。

今までの不公平税制は正の野党の共同提案に対する自民党の考え方としてお示しをいただいた部分と、きのう御答弁をいただきました、竹下総理が発言をされた内容をお聞かせをいただいで、ちようだいをしたものと比較をしてみますと、若干前進をいたしているように思われます。若し早過ぎるなという気も実はするわけでございまして、きょうはもう少しその内容につきましてお聞きをしたいと思ひます。

昨日の御答弁で、「昨年の改正の際、利子課税につきましてその当時を起点として、五年後に見直しを行うこととされていることも踏まえ、おむねその時期に株式売却益課税のあり方を見直すことは行われるべきものと考えます。」と、かなり難しい言い回しでございまして、もう少し率直に素直に言っていたらいいのかなという気もするわけでございまして、この中で「見直す」とは行われるべきものと考えます。」というこの「見直す」というのは、これは書いてはございせんけれども、総合課税の方向で見直すというふうには、これは言わずもがなでございまして、理解をさせていただいてよろしくございまして、

○竹下内閣総理大臣　やはり所得税のあり方としては、総合課税を目指すべきであるというところは御指摘のとおりでございまして、その考え方が基本にあるというふうには御理解いただいて結構だと思ひます。

○坂口委員　それからその次に、「総合課税への移行のためには納税者番号制度の導入を進めるべきである」との御指摘であります。これはこちらが言うたことであります。「この点につきましては、税制調査会において現在検討が進められているところでございますが、適正な所得把握のためにはこの制度は重要な前提条件であるというふう

に考えます。」この「適正な所得把握のためには」という言葉は、これは総合課税のことを指しているというふうには理解をさせていただいてよろしくございまして、

○竹下内閣総理大臣　この「適正な所得把握のためには」というのは重要な前提条件であると考え「ちよつとつけ加えさせていただきますならば、坂口委員と一緒に審議したグリーンカードのときが、五十五年の三月三十一日に満了して、その実施時期が五十九年の一月一日からということである。法律は通ったのでございまして、そのことと昨年、これも貴党の要求といひますか、御意見である五年後見直しというのとは率直に言つて入ったわけでございますから、私は当時幹事長でございしたが、したがってことしから数えれば四年になる。あのときのカードがやはり四年でございまして、はははは大体符合するな、こういうふうな感じは持つておりますが、具体的な詰めの専門的知識があつて申し上げておるわけではございせん。

そして、もう一つ言わせていただくなれば、やはり総合課税の際には、どうでもやむを得ないものについてはいわば適切な源泉課税との組み合わせと、それからもう一つは税率自身の問題もきう申し上げておきましたが、そういうことが念頭にあることもこの際つけ加えさせていただいておきます。

○坂口委員　今最後に御指摘になったのは、そういたしましたと「総合課税に当たっては所得税の税率水準との関連を考慮すべきである」との御指摘を、「総合課税を奨励せしめるためには」ちよつと文章おかしいですが、「適正な源泉徴収制度との組み合わせを検討すべきである」との御指摘はいずれも十分念頭に置くべき事柄であり、貴重な御提言として承りました。私の方が何か言っているような言葉にもとれますし、こはちよつとわかりかねる面もありますが、「適正な源泉徴収制度との組み合わせを検討すべき」というのは、こ

れは分離課税との選択を組み合わせる、こういう意味に理解してよろしくございまして、

○竹下内閣総理大臣　「適正な源泉徴収制度との組み合わせ」ということを申し上げておりますから、今おっしゃったことで私の考え方と一緒になつております。

それから、確かに私聞いておりまして、源泉徴収制度と具体的にお触れにはありませんでした。いろいろな注意すべき問題があるからというふうなものの中で、常識的に私が、すると税率の問題と源泉徴収制度の組み合わせだ、よくお互い長い間議論をしてきたわけでございますから、大体おっしゃることはそういうことではないかと思つて、それを前提にしてお答えを申し上げたというわけでございまして、

○坂口委員　きのうは大蔵大臣にお聞きするに、まが少しなかつたわけでございますが、大蔵大臣、今総理大臣が言われましたとおり、株式売却益課税につきましては今からですから四年後、おむねその時期に株式売却益課税のあり方を総合課税の方向で見直すことは行われるべきものと考える、こういうふうには、少し私今挿入をして読ませていただきましたが、よろしくございまして、

○宮澤内閣総務大臣　私どもの基本的な認識として、所得はなるべく総合課税をすることが望ましいという考えを持つておりますことは、かねて申し上げておるところでございまして、しかし、殊にこの株式のキャピタルゲインにつきましては、その取引状況というものを正確に把握をすることが現在の行政では大変に難しい。御承知のとおりでございまして、したがって、大変に行政がへんばになりやすい、公平を欠きやすいということから、従来原則非課税ということに考えておたわけでございますが、それでも今回は、原則課税ということで大転換をいたしました。思想の転換はいたしましたが、しかし、その行政の体制が十分でないという問題は依然として残っておりますから、それをやるためには何が要り用か。

そこで、カードであるとか納税者番号であるとかいうものが税制調査会でも問題となりました。問題となるに従ひまして、それは税の目的からいへばまことに便利なものでもございまして、そのことが納税だけに限られる制度であるか、あるいは勢いの赴くところ、それは広く経済活動全般に及ぶものばかりでなく、国民生活にもっと広く使われることになるのであろうか、その場合にそれはどういふ影響を持つてあろうか、国民からどのように評価されるであらうかといったような大変に広い問題に発展をいたしますために、税制調査会の小委員会を設けまして、御検討を願ひながら海外にも行つていただいて、今鋭意検討を続けておられる。これは問題の大ききからいいますと、税だけに限りませんので、私は当然のことであらうと存じております。

そこで、ここにございまして文意と申しますか、これは「株式売却益課税のあり方を見直す」と申しますのは、現在の、あるいは御提案を申し上げておりますあり方を見直すというところでございまして、それから、今御提案をしておりますのは申告分離、源泉分離という、いずれにしても分離課税でございまして、そのあり方を見直すというふうには、これはそこまで書いてはございせんが、私が一義的に申し上げるわけにはまいりませんが、今のあり方というのはいかにいへば、分離課税であるというふうには一般に考えられるのではないかと、そういうことについて再検討することが必要なのではないか。ただし、そのためにいふ重要な前提条件が、その第二段目にございまして、満たされるかどうかということが非常に大きな問題である、こういうふうには問題として考えておるわけでございます。

○坂口委員　我々もこの総合課税あるいは納税者番号というものを考えます場合に、今御指摘になりましたように、プライバシーの問題でございまして、あるいはまたこの範囲をどこまで広げるとか、あるいはまたこの範囲をどこまで広げるとかという問題は、慎重には慎重を期していかねばならぬというふうには思つてお

ります。

一つは、プライバシーの問題につきましては、これはどういたしまして多くの国民に影響の及ぶところをごいいますから、慎重にプライバシー保護というのを考えつつ、一方におきまして番号制を考えていかねばならないだろうというふうな思っておりますし、それからもう一つ、それじやこの番号制はどこまで対象とするのかという問題につきましても、これは必要最小限におさめるべき問題であろうというふうに思っております。したがって、銀行あるいは証券、そうしたところは一律にせざるを得ないと思ひますけれども、これを税全体にまで広げるのはいかなるものか、私たちと申しますか、私といたしましてはそういう考え方を持っております。

そして、我々がこのことを申し上げますのは、一つは税の上の公平ということもございいます、もう一つには、日本のこの株式市場というもの健全に育成をしていくためにもぜひ必要だというふうに考えるからでございます。我々、この総合課税あるいはまた納税者番号というようになことでございまして、株式に大混乱が起るようなことがあつてはならない、そこは十分に配慮をしなければならぬ問題であろうというふうに思ひます。

日本の株式市場を見ましたときに、これは日本におきましてアメリカにおきましても傾向としては同じだろうというふうに思ひますが、企業の株というのは、大半が昔は個人投資家であつたわけでございますが、最近では個人投資家よりも企業によって占められることが非常に多くなつてまいりました。約七割というふうにお聞きをしておりますけれども、企業による持ち分が非常に多くなつた。したがって、個人が楽しみに株を持つ、そしてまた何年も売らないで、自分もその企業の一部であるという思いを持ちながら、株価が徐々に上がるのを期待もする、そして会社の報告書を読んでみたり、あるいはまた中には株主総会に出席もしたりする人もある。こうしたことで、企業の株を持ち、自分もその企業を支えている一

員だというようなつもりで、その株価の徐々の値上がりというのを待つという個人投資家のそうしたあり方が薄れてしまひまして、株による配当よりも一時的な差益と申しますか、一時的な利益に走り過ぎて現在の株式市場というものを考えましたときに、果たしてこれでいいのであらうか、そういう思いに駆られるわけでございます。

そして、いろいろの生産をなさる会社の社長さんやその職員の皆さんよりも、こういう株式等にかかわつておみえになる皆さんの給与の方が数段高いというふうなこの現状も、物を生産をする、あるいは育てるといったことをないがしろにすることになりはしないか、そういう気もするわけでございます。そうしたことも兼ねて私は、株式にまつわります問題というのは、この際きつとけじめをつけておかなければならないであらう。その一つとして、やはり税とも絡みまして、この納税者番号あるいはまた総合課税といったことも一番けじめをつけやすいときではないか、かように考えるわけでございます。

そこで、株式市場の行方によりまして経済界が非常に大きく左右されるという現状は、アメリカも日本も続いております。これは、株式の買い占め防止策というのをこの際にも一つきつとしておかなければならない問題ではないかと考えております。株式の買い占め防止策としまして、短期株式売却益、短期のキャピタルゲイン課税の強化、それから買い占め株のプレミアつき買い戻しの禁止、いわゆるグリーンメールと言われしておりますが、買い占め株のプレミアつき買い戻しの禁止、これは証券法の改正を伴うものと思ひますが、これもこの際きつとしておかなければならないのではないかと。

それから、金融機関による乗っ取り資金提供の制限ないし禁止、これも土地の場合に金融機関から多額の金が出て、そして土地の値上げの助けをされたというふうなことがありますので、金融機関による乗っ取り資金提供の制限ないし禁止、これもこの際きつとけじめをつけておくべき問題ではないかというふうに思ひます。

題ではないかというふうに思ひます。

これは必ずしも税制そのものだけとは違ひまして、少しはみ出した議論になりますけれども、同じ株式にかかわることでございますので、ここに私は意見を申し上げて、御意見を伺いたいと思ひます。

○宮澤内閣府大臣 ます課税に関する部分につきましては、大量かつ短期、いわゆる株上げでも申すのでございましょうか、そういうものについて問題の御提起がございました。これは従来三十回十二万株というふうな、その前は五十回二十万株でございましたが、ということでも仕切つておりましたが、今回そういうことを一応やめておりましたが、先の問題といたしましては、これは十七日の御提案にもございしますように、結局取引をどうやって正確に把握するかという、先ほど坂口委員の言われました問題、私がお答えしました問題にもう一遍戻つてまいります。行き当たりばつたりにつかまえられるのだけつかまえられるというわけにはまいらないわけでございます。それから、そういうふうなものを正確に把握するための体制の整備、まさに先ほど言われました問題でございますが、それを急がなければならぬというふうな考えられる問題と存じます。

それから後段の問題は、むしろ証券取引そのもののあり方に関するところでございしますが、これは先般九月の初めでございましたが、証券取引審議会の不正取引特別部会におきまして、幾つかの問題の御検討をお願いいたしました。それは抽象的に申しますと、一つは、公開前の株式の譲渡及び第三者割当て増資の問題、もう一つは公開株の配分の方法、それから公開価格の算定方式と申しますか、これは抽象的な分類でございます。そのほかだいま仰せになりましたような幾つかの、とかく不正と考えられやすい、あるいは不正になりやすい取引についていかにして市場の信用を維持するか、一般投資家を保護するかといったような観点から、幅広くいろいろな問題

を御検討願いたいということをお願いしたところでございます。

○坂口委員 具体的な問題につきましてはお触れになりませんでした。証券局長、さらに具体的な問題でひとつ意見がございましたら、お願いいたします。

○角谷政府委員 株の買い占めの問題でございますけれども、今の証券取引法の建前で言いますと、特定の者が特定の会社の株式を買い占めることとそれ自身が問題であるということにはなつておりません。特に最近、今御指摘のようにアメリカあるいは諸外国におきましても、企業をめぐりいろいろの諸環境の変化に対応して、企業再編とか合併とかいろいろの手段の一つとして、企業買収というふうなことがかなり行われておるといふことも事実でございますので、これを一律に禁止するといふふうなことはできないと思ひます。ただ現在の証券法では、その買い占め行為が一種の不公平な株価形成に結びつくといった場合に、必要な監視体制をとつていくというのが現状でございます。

ただ最近、非常に買い占めという問題がふえてきておまして、これがいろいろな問題を巻き起こしております。これも事実でございます。そういう意味で、例えばアメリカのいわゆる五％ルールといふものを日本にも導入してはどうかといったふうな御指摘等もございします。こういった問題につきましても、それが日本の環境に十分に合うものかどうかということについては、なお十分必要な検討を加える必要があると思ひますが、そういう問題を含めまして、今後証券取引審議会の不正取引部会におきまして、どういう対応策があり得るか、幅広く考えていきたいと思ひます。

○坂口委員 もう一言だけつけ加えておきたいと思ひますが、今お話をしましたように、アメリカの五％ルール、こうしたものにつきましてもぜひこれは取り入れるという形であれば、先ほど申しましたような買い占め防止ということには非常に

大きく役立つのではないかというふうに思っております。

それから、価格操作あるいは相場操縦と申しますか、こうしたものにつきましても、現在ございます証券取引法というのは十分機能をしているとは思いません。例えば最近でございますと、株価の例を見ておりましたも、東京製鋼でございますか値上がりするといふ、いわゆる法律で言う重要な事項に当たると思いますが、そうしたものがほとんどないにもかかわらず、一部の人の約一六%の買い占めによりまして、株価は三百円から三千五百円台まで約十倍に高騰をした。あるいはまた小糸製作所も、これは発行済みの株式数約一億六千万株の約四分の一に当たる四千万株が買い占められたと報じられておりますが、これも重要な事実とはほとんどないにもかかわらず、株価は五百円から三千五百円まで七倍に急騰をした、こういう例も最近ございます。

証券取引法の百二十五条一項及び二項、これは相場操縦の禁止をうたったところでございまして、これと、それから新たに設けられた証券取引法百九十条の二、これはインサイダーの方でございますが、この重要な事項との整合性がとれるようにしなければならぬ。この整合性がとれないものでございますから、どうも買い占め、買い集め等が行われてもなかなかそれが適正に適用されてない。この辺のところを今後の問題点として指摘をいたしまして、ぜひひとつ御検討をいただきたいと思います。

それでは、株式の問題はこの辺にしておきまして、政治資金パーティについて一言お聞きをしたいと思ひます。自治大臣、長い間お待ちをいたしまして申しわけありません。恐縮でございます。

この政治資金パーティ課税の問題は、我々が取り上げまして、そしてその後、竹下総理初め多くの皆さん方から、これはやらねばならない問題の一つではないかという内容の御発言が相次ぎまして、これは一番先に決着ができるのでは

ないかというふうに思っておりますが、案に相違いたしまして、この不公平税制の是正問題を話をしておりますうちに、どうもすると一週会谈を持ちますごとに後退を繰り返して、最近ではまたとまらないものの一つの中に入ってきた感も実はあるわけでございます。それで我々も非常に憂慮いたしております。

しかし、どのアンケートの調査を見させていただきまして、それが一番不公平かといふと、最大の不公平というのは政治資金パーティである、こういう結果が出ておるわけであります。冷静に分析をされます方は、自分に一番関係のないものが一番不公平として挙がりやすい、こう御指摘になる向きもございまして、しかし、国民の多くの皆さん方がこの問題に最大の関心を寄せられ、不公平税制を是正する以上、まず政治家みずから姿勢を正すべし、自分たちの問題を横に置いておいてほかの分野から手をつけることは何事か、こういう厳しい御指摘ではなからうかとも受けとめておるわけでございます。したがって、何とかここは決着をつけなければならぬ、しかし、税の専門的立場からするとなかなか難しい問題もある、このことは私たちがよくわかるわけでございますが、しかし決着をつけなければならぬ。

そこで話はだんだんと周辺に及んでまいりまして、ただ政治資金パーティだけを考えると、そこいろいろ問題があるので、政治資金そのもののあり方としてこのパーティの問題もとらえて、全体の中で考えていくべきではないか、こういう方向に意見としては変わってきたわけでございます。しかし、それならば、政治資金規正法の中をこれと一体どう位置づけるのかというところの議論はまだいかにない。中間にぶら下がったまま、下に落ちるのとも上に上がるのともわからないような状態になっている。しかし、これを何とか決着はつけなければならぬ。自民党から御回答をいただきましたものも、「国会会中に結論を得たいと考えている。」こういうふうに書いて

いただいたいであるわけでありますが、この結論は、どうにもなりませんでしたという結論では、これは国民の皆さん方に願うべきではないだろう。やはり前向きに、かくかくしかじかのごとく結論を得ましたというようにしなければならぬだろう、こう思うわけでございます。

午前中の大臣からの御答弁もちょっと聞かせていただいたいております。しかし、これは前方に進む以外に道はない、後退は許されなと思うわけでございまして、自治大臣のお立場から、政治資金規正法も含めましてこれにどのように取り組んでいったらいいか、そして政治資金規正法の改正と絡めてのお話ならば、どんなふうにならうか、ひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○榎山國務大臣 大要結論を見出すのが難しい問題の指摘でございまして、考えてみますと、政治活動には、自分の政治哲学なりあるいは思想なり政策をそれぞれの政党や会派あるいは政治家個人が選挙民あるいは国民の皆さん方に十分知っていただく、啓蒙宣伝をする、あるいは政治を身近なものにするという意味で、私は政治にお金がかかることは当然なことだという感じがいたします。そして、昭和二十三年に議員立法でこういうものができて以来、二度ほど改正があるわけでございまして、昭和二十三年の時代背景を担って改正が行われてきたところであります。

今回も、パーティのあり方について確かに厳しい批判のあることは、私も深く自覚をいたしておるところであります。そしてこのままではいけないという判断を私もいたしております。しかし、さりとてこのパーティをそれではどう規制をすることができるといふ具体的な問題点に入りまして、まさにそれぞれ各種のパーティがあるわけでございまして、特に委員御指摘の点は、恐らく政治家ないしは政治家周辺が行うパーティについてであらうと思ひますが、これも公的に言え、適当な代価で出席を前提とするものに対して

て、公権力が政治に介入をし、そういうものの制限が果たしてできるのかどうなのか、こういうことを考えますと、自治省側の立場からいいますと、なかなかこの問題に結論を得ることは難しい問題ではないかと思ひます。

やはりその根拠をたどって見ますと、政治資金のあり方は選挙制度と密接な関係を持っておりますし、また各党のよって立つ基盤、あるいはそれぞれの政治家のよって立つ基盤でそれがまたそれぞれ異なっているといふことを考えますと、一律にこれを行政側から規制をすることが果たして可能なのかどうなのか。こういうことを考えますと、まさに政策担当の皆さん方が真摯な議論を詰めるがらやっていたらどうかといふ以外に、自律的な解決の方法はないという感じが私にはいたします。

少なくともそれぞれの党派やあるいは個人が高い倫理観を持って、これをみずから律することができるといふことは、さういふことがございまして、私、ほかから律せられるということではなくて、みずから律していくことが文字どおり政治家に求めらるべき最高の道徳である政治倫理ではないかという感じがいたしますので、どうか各党間でこれは率直に、それぞれのよって立つ基盤が違うかもしれないが、こういう方向でどうだという目安を示していただくことが何よりも大切な感じがいたしております。

○坂口委員 ボールは完全に投げ返された感じでございまして、私はもう一遍大蔵大臣の方に投げ返していただきたいと思ひます。自治省としてはいかんともしがたい難しい問題であるという御答弁、そして政治哲学につきましかし大蔵大臣、我々の協議の方も、これはこれからまた一生懸命やらなければならぬと思ひますが、しかし、我々の間で結論をつくら、こう言っていたらどうも場合に、それなら我々の周辺では、もうおまえたちですべて任した、おれたちはおまえたちの言うとおりにするぞ、もう任すからおまえたちやってくれと言われるのならば、我々

あるいは事業をなすつておみえになります方、事業場等は別にいたしまして、それ以上の土地をお持ちの皆さんのいわゆる保有税の問題について、もう少しここをけじめをつけてはどうか。そのかわりに、それを所得税なり住民税なりの減税に回すというところの方がよろしいのではないかと。保有税に少し厳しく、そして譲渡益については少し下げるといふようなことはどうかというふうな意見も出ておられます。今一生懸命我々も議論をして、いるところでございますが、ひとつまたいろいろとお話を聞かせていただきたいと思います。

そのほか、みなし法人課税の問題でございますとか企業税制、国際課税制度、それから、きょう午前中にもございました公益法人、宗教法人等課税の問題、これにつきましていろいろ議論をやらねばならない問題でございます。これからは私もまた議論をしたいというふうに考えております。赤字法人等につきましても議論をしなければならぬ点でございます。

時間が参りましたのでこれだけにさせていただきますが、不公平の是正につきましては、今まで以上にひとつ積極的な取り組みをいただきますようにお願いしておきます。私の質問を終わりといたします。ありがとうございます。

○海部委員長代理 これにて坂口力君の質疑は終了いたしました。

次に、安倍基雄君。

○安倍(基)委員 ついせんたつても私が不公平税制についていろいろお聞きしたわけでございますけれども、その後、自民党からいわば野党共同提案に対する自民党の考え方というものが提示されました。これに基づきいろいろ今までも同僚議員が質問をしたと思っております。この自民党の考え方というのは党としてのものなのか、いわば政府を含んで、むしろ政府としての回答と見た方がいいのか、この点はいかがでございますか。

○竹下内閣総理大臣 政府・与党一体という建前でございますが、各党協議ということになっております限りにおいては、党の見解だというふうに

理解をしていただいて結構ではないかというふうに思っています。

○安倍(基)委員 形式的には党であるけれども、実質的には政府にいろいろお聞きしてもよろしいという話でございますね。

これをざっと見まして、中にはもっともだと思ふところもありますけれども、総じて、野党が六法案の審議の前にいろいろ言ってくるから、ともかく答えましようという感じがなきにしもあらず。その中にはえらいはつきりしないものも随分あるな、あるいは逃げていっていると言つては変ですけれども、先送りしているというのも見られるわけでございます。そういったことで、順次私はこの項目について質問をいたしたいと思つて、ある程度要約してお聞きしたいと思つております。

まず第一にキャピタルゲイン、株式の売却益課税、過日もいろいろ土地とともに株式の年間のいわば評価増というか、それは非常に多いという話が出ました。大体年間百二十一兆円くらいじゃないか、株式の評価増ですね。それに対して私がまずお聞きしたいのは、現実問題として申告して納税しているのがどのくらいあつて、それがどのくらいの数字であるのか、額であるのかということ

をまずお聞きしたいと思つて、それとともに、申告はしなかったけれども調査してみた、その結果こういふものが出てきたというのがあると思つて、その数字を大蔵当局の方からお聞きしたいと思つております。

○伊藤(博)政府委員 株式の売却に係ります所得につきましては、五十回以上かつ二十万株以上、いわゆる継続的取引の關係の数字で申し上げてみたいと思つております。

御案内のように、一般的にこれに該当する場合には雑所得ということで申告されるわけでございますが、その申告書に雑所得等として申告されたもののなかから、個別に株式の譲渡所得があるものというのを引張り出して集計いたしました件数が、昭和六十二年分で千五百一十一件ござ

います。これに係る所得は、先般もちょっと申し上げましたけれども、今御説明申し上げましたように、申告書上は雑所得等ということで一本に入っております。したがういまして、その中の有価証券譲渡に係る部分以外も含めてのところに相なりますものから、若干の推計を交えて計算いたしますと、これに係る部分が売買利益として約二百三十億圓ぐらひではないだろうかというふう

に計算しております。それから、第二の御質問の調査に係るものはどううかという点でございます。これは、今申し上げましたのは申告年分ということで申し上げましたが、調査の方は調査をした実績ということでござ

いますので、同じ六十二年と申しましたも、六十二年四月から六十二年三月までに行つた調査の結果ということで、先ほど申し上げました申告年分に必ずしも対応するものではございません。そこ

だけはあらかじめお含めおきいただきたいと思つて、その間の調査によりまして申告漏れがありました私どもが把握しました件数は、千四百八十七件でございます。これに係る申告漏れ所得金額は約百五十五億圓というふうに見ております。

以上です。

○安倍(基)委員 年間の株式の増価額、これは必ずしも全部売つたわけじゃないでございますし、評価益というものも随分あると思つて、法人、個人ございいますから。しかし、それにしても年間百二十兆圓に及ぶいわば所得というか評価増である。それに対してこれで見ますと、金額にすると今の調査の分が何年分にわたると申しますから、それを全部六十二年にまとめるわけにいかないかと思つて、六十二年にしまつてみて七億圓足らずという数字でございます。これは、今の状況だと、申告は、要するに仮名などを使って逃げていっているものが多いだろう。申告をしたものが損をしている、あるいは調査されたものがべらぼうな損を感じている、損といふか不利益になつていふことかと思つて

す。

この点、私はある納税者とも接しておりますけれども、その人間がある年に益がべらぼうに出て、その後大損をした。ところが、調査されてその益のところだけ課税をされたというふうな話も聞いております。現状において現在のやり方が必ずしもよくない。申告分離も一方法かと思つて、ただ最終的にいわば総合課税に持つていくという問題がありまして、この点についてアメリカあたりどういふ実情であるのか、またアメリカにおいて損益通算の問題がどう処理されているのか、それについての御説明を願いたいと思つて

す。

○水野(勝)政府委員 アメリカにおきましては、従来はキャピタルゲインは六割控除、四割に課税をするという制度でございましたが、先般の改革によりまして、所得税率を一五%と二八%のほとんどフラット税率構造にするということとあわせて、全額に課税をするという制度に移行したようでございます。

また、その損益通算の点につきましては、その年のキャピタルゲインとロスを通算をいたしました。そのうち三千ドル以下まででございます。そのほかの所得から控除できる、それをもって控除できない部分は翌年以降繰り越すことができる、このような制度のようでございます。

○安倍(基)委員 現実問題として、アメリカにおけるいわば総合課税というのはいまういっているのではありませんか。

○水野(勝)政府委員 アメリカにおきましては、御承知のように社会保障番号を利用いたしました納税者番号制度があるわけでございます。証券会社に口座を開くときにはその番号を告知していただく、それから証券会社としては、告知された番号を付してその売買取引を国税庁の方に通報する、そういう制度があるわけでございます。もっとも、こうした制度が完全に動き出したのはごく最近のことでございます。こうした時期の前後を通じて、キャピタルゲインにつきま

しての課税状況と申しますか、把握状況につきましていろいろ推計があるわけでございます。ある数字では、それでも五割ぐらいであったという数字もございますが、いや、最近では八割台の把握率になったという数字もございます。それから、もしその番号が偽りであった、あるいは番号をそもそも告知しないというお客さんについては、売却価格の二〇%を源泉徴収するという担保措置もあるようにございます。こうした制度に裏づけられて、まずまずの課税が行われているのではないかと。しかし、きめ細かい実情につきましては、私も余り詳しくないところでございます。

○安倍(善)委員 アメリカの場合に果たして十分行われているかどうかという問題はございますけれども、しかし私も、さつき坂口委員からございまして、納税者番号にすぐ飛び込むということでは、その辺に問題はなさかあると思えますけれども、我々は一時期マル優カードというのを言ったことがございます。マル優のあれを持っていけば、特別に有利な扱いをしてもええようにしたかどうかという話もしたことはございますけれども、今回のマル優廃止については、マル優カードの話は一応オジャンになったわけでございます。

これから最終的に、いろいろ今までの話し合いの中で納税者番号のなかに移行されるつもりであるのかどうか、その辺についてお答えがちょっとはつきりしないところがございますので、どうお考えでいらっしゃるでしょうか。

○水野(勝)政府委員 先ほどから御議論がございまして、株式譲渡課税、今回はとにかく原則課税に移行するというのを最大の前提条件としたしておりますので、申告分離課税と源泉分離課税とを組み合わせるもので御提案をしております。しかし、これが基本的な所得税の姿として最終的にはとされる制度であるということではないわけでございます。この点につきまして先般と野党でいろいろお話し合いがございまして、総合課税に移すべきであるというお考え方についてはそれぞれ

れ合意が得られているところでございますが、その総合課税への移行ということにつきましては、これは把握体制の整備ということが前提条件になる。そういうことからいたしますと、これは納税者番号制度といったものを真剣に検討する必要があるということで、税制調査会におきまして小委員会が置かれまして、先月アメリカ、ヨーロッパにおきましてそうした番号制度の実情を調査してまいりました。その調査を受けて、現在小委員会において検討が行われているところでございます。

○安倍(善)委員 これは大臣あるいは総理ですけれども、これははっきり結論が出ていないというのではなくて、これから検討しようということでございますか、この自民党の回答は、納税者番号制度につきましては、現在審議が進められているのでということで、これはこれから検討いたしますようにということなんでしょうか、それとも導入しようということなんでしょうか。

○宮澤(昭)大臣 今政府委員が申し上げましたように、税制調査会の小委員会はこれについてかなり時間をかけて取り組んでおられるわけでございます。

ところで、この株式のキャピタルゲインというものを落ち度のない行政としていたすとして、何かこういう制度が必要であろう。必要であると思うにつきましては、しかし、それを仮に採用いたしました場合に、税のためには便利なこととはわかっておりますけれども、それ以外の経済取引あるいは国民生活全般にわたる非常に大きな問題をばらんでおりますので、そこを確かめないといけない。その点を今税制調査会の小委員会が検討しております、こういう現段階でございます。

○安倍(善)委員 我々も納税者番号にすぐ移行せよということまでは言っておりません。今のプライバシーの問題もありまして、いろいろな問題もあると思えますけれども、しかし、いわば総合課税をする上において、例えばアメリカにおけるような形で、いわばカードを使えば有利に扱われ

る、カードを使わない人間に対しては高い率の源泉徴収が行われるというような制度もあるわけでございます。その辺、これからそういったカード、マル優カードあるいは証券カード、このカードのときには、それを利用することについてのプラスのある形のカードという形も考えられないではないか。それがすべての背番号にすぐ直結するしないかという問題もございまして、そういった形のカードも考えられるのではないかと。この点がございまして、この点いかが考えられますか。

○宮澤(昭)大臣 それはあるいは一つの示唆であるかもしれませんが、おおよそアメリカの制度にしばしばございまして、かなり損得というのでございまして、こうすれば有利だ、したがってという、そういうインセンティブな与え方、裁判にもございまして、プリーバーゲニングのような、そういったようなことがどうもそのまま我が国になじむのかどうか。我が国の国民の考え方は、やはりいいことはいい、悪いことは悪い、みんな平等だ。取引をするということにつきましては、国民はとも必ずしもなじまないんじゃないかということもございまして、一つの御示唆だとは思いますが、そういう点も考えなければいけないかと思えます。

○安倍(善)委員 これと関連しまして、総合課税という方に持っていくような場合には、いわゆる損益通算というか、その辺のことをどうお考えか。

と申しますのは、今までのいわば申告した、あるいは調査で要するに捕まったという場合に、いろいろなケースを聞いてみますと、ある年にとてもうかつて、次の年にべらぼうに損をしたというように、次に損益通算ができない。これはさっきアメリカの例がございまして、これはほかの国あたりは大体損益通算の規定があるわけですが、この辺についてどうお考えになるか。これから先の話でございまして、総合課税に持っていくときの考え方としてどうお考えになる

か、大蔵大臣のお考えを承りたいと思います。

○宮澤(昭)大臣 その点はまことに全部これからのことでございまして、時系列的な通算、繰り越し、繰り延べというような問題と、今度は所得の中で、これはキャピタルゲインとキャピタルロスが通算になることは恐らく普通に考えまして当然かと存じますが、もしネットにマイナスがございまして、その他の所得との関連がどうなるかというようにも理屈としてはございまして、これは全部これからの問題で、まだ何にもそういうあたりを検討しておらないと存じます。

○安倍(善)委員 他の所得との通算というよりは、いわばキャピタルゲイン、ロスの時系列的な通算というのを大体ほかの国はやっておると思えます。今アメリカの例もありましたように、ほかの国においてもそういうことが行われている。私はその辺はこれから総合課税に移行したときの大きな問題点かと思えますけれども、いかがお考えでいらっしゃいますか。

○水野(勝)政府委員 大臣から申し述べておりますように、まさにすべてこれからの検討課題でございますが、横でございまして縦でございまして、通算したり繰り越しをしたりするということとは、それは把握体制が適切に確立されているということが前提なわけでございます。もしそうでございまして、益の方はすべてほかの形態が選ばれ、損失だけが総合課税とされてほかのロスと通算され、あるいはほかの所得と合算され、あるいはそれが翌年以降に繰り越されていくということとは、これは不適切な結果を招くわけでございます。やはり益があり、損があり、その益も損もそれぞれ適切に把握されている場合におきまして、初めて横の通算、縦の繰り越しという問題に結びつくのではないかと申すわけでございます。

そういう意味におきまして、今回の改正案では、横は、キャピタルゲインとロスとの間は通算は結構でございますけれども、ほかの所得とは通算しない、また縦の通算もしないということでお

か、大蔵大臣のお考えを承りたいと思います。

○宮澤(昭)大臣 その点はまことに全部これからのことでございまして、時系列的な通算、繰り越し、繰り延べというような問題と、今度は所得の中で、これはキャピタルゲインとキャピタルロスが通算になることは恐らく普通に考えまして当然かと存じますが、もしネットにマイナスがございまして、その他の所得との関連がどうなるかというようにも理屈としてはございまして、これは全部これからの問題で、まだ何にもそういうあたりを検討しておらないと存じます。

○内海閣務大臣 先生御指摘のように、まだ基本法は検討に入つたといふところでございまして、中身の具体的な問題についてはこれから論議を重ねていつてまとめよう、また野党のさきの国会に御提案になつておられる基本法等も参考にしながら、また各界の有識者のお集まりもいただいで、いろいろとお知恵を拝借しながら詰めてまいりたい、こう考えておるわけでございまして、その具体的な方向といたしましては、土地に関する基本理念の明確化、国、地方公共団体及び国民が土地に関する基本理念に従ふ責務があることの明確化、土地に関する諸施策についての展開方向の明

確化、こういった三点を大きな課題といたしまして御検討いただいております。

先生も御指摘のように、基本法というのが余りはつきりしないというお話でございしますが、何にいたしましても基本法でございしますので、余り細部にわたってびたつと当てはめてしまうというの、これからの議論の中でどう落ちつくかわかりませんけれども、今のところはそういった三項目の大きな課題に向かっていろいろ御議論を賜って詰めてまいりたい、こう考えておるわけでございします。

○安倍(基)委員 私はいきの議論で、例えば土地に大きなビルを建てる、それに対していろいろな経費もかかる、そういった経費が全部サラリーマンの税金で賄われるということになると、これは土地を買いさえすれば利益を得るという話になる。一方、売るときにはえらい高額の前金がかかる。基本的にはむしろ保有税を引き上げて、譲渡もしくは相続を下げて、長期間にわたって税を取るといふ方が土地の需給にとってはいいのではないかと、この点についてどう考えるかということ、私一方向的に話したのでございしますが、国土庁長官また経済企画庁長官、これは国民経済的にどういふ影響を及ぼすだろうという、この点をちょっとお聞きしたいと思ひます。

○内海国務大臣 先生御指摘の保有税の問題でございしますが、土地を単に保有しておることによって税を余計にかけるといふような制度というもの、あるいは取引が行われて、実際にそれによって利益を得たという場合ですと別な意味での税がございしますので、ただ持っておるというだけで税金をかけるのについては、相当議論のあるところだろうと思ひます。

企業等につきましては、逆に追い出し税ではないかという御議論もありますし、また小さい小売商店等につきましては、周りの地価が上がったからおまえのところは固定資産税も上げろぞ、相続税も上げろぞというふうなことになる、そういう地価の高い付近にある小売商店もそ

こで商売やっていたらいいというふうなことになる、この税の問題につきましても、私も土地に課税することを担当しておる者といひましては、保有税というのは余り厳しくかけるといふことは追い出し税にもなるし、また弱い小売商店の経営者に対しましても、そこで商売していかれないというふうな大変な事情も出てくるというところも考えますと、これは慎重に考えていかなければならない問題だ、こう考えております。

○中尾国務大臣 先生の御指摘のとおり、経済問題を扱っておりますと、いろいろ御質問の中で、多様化している中で一番大きな問題といひますのは、豊かさがどのように経済として国民生活に直結するか、こういう問題点であろうと思ひます。なかなか土地の問題は、御指摘のとおりその中で一番大きなファクターである、これも申せるかと思ひます。

そういう点では、私も本年の五月でございしましたが、閣議決定いたしました新経済五カ年計画「世界とともに生きる日本」という中において、特に今後とも土地の取引の適正化といふものを推進していくことが一番であるといふことを、強く述べておるわけでございします。なかなか、その中で一番関係の深い点、保有税の問題等を含めましての問題点として、お答えになるかどうかと思ひますのは、まず第一には都心部及びその周辺部といふものにおける土地の高度利用の適正性、推進、これがまず第一点であろう。第二点は、国有地における良質な住宅を建設するその方向への推進。あるいは第三点は、良質な新市街地域の計画的な発展。第四点は、東京などを含めた大都市地域のまさに市街化区域内の農地についての宅地利用への推進。あるいは第五番目といひまして、御指摘の、企業等が保有する低未利用地の活用、推進といふようなことが諸点であらうかな、このように考えるものでございします。

したがいまして、この問題点は、御指摘の土地保有税のあり方についての検討を余儀なくされる

わけでございますから、これは鋭意前向きに努力をして検討し続けていかなければならぬ、このように考えるものでございします。

○安倍(基)委員 私は、国土庁長官のお答えを聞いてちょっと意外な感を受けたのです。というのは、私が御聞きしたのは、土地保有税をむしろ引き上げて譲渡を安くする、その方が需給関係をバランスさせるのじゃないか。確かに都会のど真ん中にある小売商あたりが、保有税を上げられると困るなとおっしゃることも一面でございしますけれども、都会のど真ん中において非常に利便を得ているという人々は、むしろその土地を高度利用して、そこに何人かが集まってビルを建てるなりなんなりしてそこにいて、そこで収益を上げるような形で利用すべきなのであつて、一方において遠くから交通費を払って通う膨大なサラリーマンがいるわけですから、私はその点が、国土庁長官たるものがそのような認識ではないかこれはおかしいのではないかな。

私は、そこで、この閣議決定もおられたときに、もっと容積率を上げて高度利用できるようにしたい、ただ保有税だけを上げて高度利用もできない形で保有させることはだめだ、容積率を上げて高度利用させれば、小売商の方もビルの中に入って、あるいは二階、三階を貸すこともできる、収益を上げることができると。私は、国土庁長官がそうやって保有税を上げると大変だといふような認識に立っておられるのは、国土問題、土地問題は解決しないのじゃないかと思ひます。

これは私がこの前不公平税制の議論の中で提示した問題でございまして、まさに土地問題こそ非常に重要な問題になってきている。私は何も追い出し税を言うのじゃないのですよ。もっと高度利用のための考えを持たなくちゃいかぬといふこととです。それとともに、例えば容積率、建ぺい率などの問題につきましても、単に地方自治体に任せるのじゃなくて、むしろ国土庁あるいは政府が主導権を握って、東京都内の一級地は容積率を上げるなり、あるいは住宅だけじゃない、商業地域

にするなり、東京だけじゃないのでございしますけれども、メガロポリスにおいてもそういうリーダシップを持たなければいかぬ。そこがむしろ大事なところではないかと思ひます。

私は今の需要供給について、いわば保有税と譲渡税との関係、むしろ譲渡税を安くして保有税を上げて、しかもそのかわりに容積率を高めた高度利用を促進させる、そういう総合的な施策があつて初めて土地問題が解決すると思ひるのでございしますけれども、重ねて国土庁長官を責めるのはあれでございしますから、総理大臣のお考えをお伺ひしよう。

○竹下内閣総理大臣 いわゆる容積率といふものを上げて土地の利用効果を高からしめていって、そしてむしろ保有税の方を高くして譲渡所得の方を低くしていく、こういう議論、それを一番強烈にやりましたのは承継税制問題のときであつたと思ひます。そのときには、銀座四丁目のげた屋はどうするか、こういう話から出たと思ひます。げた屋は三階以上は他の店舗等に供すればいいじゃないか、そういう議論を随分いたしました。しかし、そこに基本的な議論を随分いたしました。それを一つのインセンティブを与えるという意味ならば理解できるが、強制するとか誘導していくといふそのことに対して大変な困難があるんじゃないかな、こんなような議論であつたといふように記憶しておるところでございします。

したがって、むしろアメリカの二十六分の一しか面積はありませんし、平らなところは七十七分の一しかないのでございしますから、そういうところで土地の利用といふことを図るための基本的な物の考え方といふものを、国土庁長官のもとで懇談会をおつくりになって今議論していただいております。そういうところから恐らく税制の問題も――税制を懇談会で議論するわけじゃございしません、税制問題の問題点についても選び出されていくのじゃないかな、こういう印象を持っております。

エターナルフォートチユンなどのトンネル会社で、江副氏自身あるいは事実上江副氏による譲渡という疑いがますます強まっております。既に五十二万株がそういうトンネル会社から江副氏に遷流しているという報道もなされております。

そういうことから、総理はリクルート関係者から話がたったとだけ言っておられますけれども、江副氏ではないかという疑惑は、総理が否定をされてはおりますけれども消すことができません。総理がリクルート関係者がだれだということをはっきりと言つて、その人とリクルートないし江副氏との関係を明らかにしなければ、この疑惑は解明されません。この疑いは、私は思いますが、総理は、どうも

○竹下内閣総理大臣　どなたかの御質問に対しま

して、江副氏ではないということを報告を受けておるといふことは申し上げました。それから、確かにリクルート関係者の方であつたと思う、が、軽々に自分が正確な記憶を呼び戻さないままにお答えすることは、これは迷惑を与えることにもなおりますというところで、それから、いわゆる約定書みたいなものがあるような関係のことではないかと。それとおりだろうと思つて、せいぜい記憶を呼び戻してもらいたいという話をしておるといふことでございます。

○松本(善)委員　周りがほとんど江副氏から還流をされて、江副氏がいろいろやっているといふことがますますふえてきているものですか、そう

でないと言ふならそうでないということがきつて
と出ないと、やはり江副氏が江副氏の指示を受け
ただれかかというようなことの疑問はどうしても
残るのですよ。だから、そういう認識で青木秘書
にもちゃんと早く思ひ出さして、ここに御報告を
するという御意思があるかどうかということをお
聞きしているわけでありませう。

○竹下内閣総理大臣 青木氏本人はそんな気持ち
でおるだろうと私も思います。ただ私も、参議院
でございましたが、上田さんがこの会社じゃない
かなどと言われたことがありまして、そんなこと

は言うもんじゃないと冗談でお答えしておきまして、単なる予測でこれじゃないかと言われている、本当は困るなと思っております。

○松本(善)委員 予測ではなくてやはり反証がないと、ほかはみんなずつと江副氏がやっているという報道が次々と出てきていますから、そのことを申し上げているわけでありませう。

宮澤大蔵大臣、昨日私は東中議員の質問を傍聴しておりましたけれども、宮澤大蔵大臣は、自分は知らない、株の取引はしていないと言っているだけで、私から見ると全く説得力がない答弁であつたように思います。あなたの答弁については連日各紙に不信の投書が載っております。若干紹介いたしますと、「いくら気色ばんでみても、みる人はあきれあわれむのみ。」これはきょうの朝日です。それから「宮澤ファンだったのが全く裏切られた思い」これは十八日の読売です。「秘書がもしほんとうに「独断専行」したとすれば、政治家本人の無能さを示すものにほかならない。」これは十八日の毎日です。宮澤派の閣僚経験者の中でも、「こうなつたら、宮澤さんがさらに明確に答弁をするか、服部氏が出るのか、判断を求められる」と言っている人があるということがきょうの読売新聞に報道されております。

私は昨日のやりとりの中で、宮澤大蔵大臣がお答えになつていない点に限つて伺おうと思ひます。

なぜ河合氏が自分の名義で売らなかつたんだろうか。自分の名前では売れば、宮澤大蔵大臣秘書官、河合氏のリクルート株取得という衝撃的な報道はなかつたんです。ここから始まつたんですから、なかつたんです。問題は公然化しなかつたんです。服部氏のところへ売買通知書を取りに行つて、服部の銀行口座を開いて、売却益を受け取るというふうな面倒なことをする必要もなかつたんです。証券局長も河合の名でもちろん売れるという、これは当然のことですけれども、答弁をしました。なぜこんなことをしたのかということ、合理的に考えれば何としても不思議なんでは

す。そこをあなたが御答弁にならないと、これは解明されないんです。なぜそうなのかわか、お答えいただきたい。

○宮澤國務大臣 それはちよつと私にわかりませんけれども、河合では取引がともとできない、こういうことがもとにあつたのじゃございませんか。

○松本(善)委員 そんなことは全然ないです。それは、買うときは大蔵大臣の名前でなければだめだというのはわかります。だけれども、売るときは何か大蔵大臣の名前でなくたって売れるんですよ。だからわざわざ、当たり前のことだけれども証券局長にきくのが答弁してまつたんです。これはもう全然筋が通らないですよ。あなたが河合に聞けばいいんじゃないですか。河合氏に聞いて答えていいんです。それをやらないうで、きのうあれだけ問題になつて追及されて、あなたも四苦八苦していただから、電話をかけて、河合氏にどうだったんだと聞いて答弁するのが当たり前なんです。それを幾ら身じがえがないと言つたつて、それは絶対だめだと思ひます。それを何でおやりになりますか。

○宮澤國務大臣 私には正確には申し上げられませんが、実は答えはそんなに難しくありません。だろと思ひますのは、私の名前では取得したんでございませうが、この間も申し上げました取引の通知等は服部あてに行われるようにしたというのは、ここで河合にしてしまつたんではいかぬわけでございますから——何でとおしやいますか、名前を借りた意味がなくなるのではございせんか。

○松本(善)委員 それは全然違ふんです。買うときはわかります。だけれども、売るときは何か大蔵大臣の秘書官の名前を使わなかつた、売れるのは当たり前なんです。それで自分のところへ利益を取ろうと思つてやつたわけでしょう。それは全然説得力ゼロです。あなたはぜひそれがわかるようにしようと思はれるならば、河合氏に直接確かめて、ここへ答弁される必要があると思ひます。

それからもう一つは、服部秘書官に株の取引に名義を貸すという重大なことを含めて、大蔵大臣という重大な職務の名義を人に使わせてよいという権限を与えていたのかどうか、これもお答えになつてないんです。これを答えていただきたい。河合氏にはそういう権限があつたのかどうか——河合氏にきく、服部です。

○宮澤國務大臣 昨日も申し上げましたけれども、私は株の取引というのをしない人間なものでございませうから、そういう権限を従来与える必要もありませんでした。そういう話もしたことはございませう。ただ大蔵に長いこと、三十年余り秘書をやつてもらつておりましたから、大抵のことは私のかわりにやつておりました。それはお互いのいわば何と申しますか、信頼関係とでも申します。で、今度こういうことになつたのは大変残念でございませうが、やはりお互い秘書を使つておりました、かわりに行動してもらつたというところはごくごくあることじゃないかと思ひます。

○松本(善)委員 そうすると、権限は与えてなかつたけれども、服部氏の行為は結局最終的には追認したということになるのですか。

○宮澤國務大臣 私どもが秘書を使ひますとき、権限とかいう考えでは使つておりません。

○松本(善)委員 私は、大蔵大臣というこの名前を貸すというふうなことは、そんな軽々しいことでは絶対にないというふうに思ひます。もう一つ伺ひたいのは、河合氏はリクルートのだれにどういふふうな言つて株を取得したのか、この点の質問については、全くわからないというふうにお答えになつただけです。これも河合氏を呼んで聞けばすぐわかることなんです。竹下総理についても、私は先ほどちよつと御質問したように、まだ解明しなければならぬことがたくさんあると思ひますけれども、青木氏から直接聞いて、売買約定書も見ておられるわけでしょう。なぜあなたはそれと同じようなことをなさらないのですか。

なぜ河合氏にこれだけ国会で大問題になつていふことを直接お聞きになつたり、売買約定書を見るということをしなさいのか、伺ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 その点の前にも何度もお答えをいたしておきまして、服部を通じて、譲り渡して、御本人に記憶がないのでございませう。それで、約定書は二年も前のことではございませう、これはもう見当たらぬ、こういうことでございませう。

○松本(善)委員 大蔵大臣、しかしこれは非常に大事な問題ですよ。河合氏は、大蔵大臣でなければ取得できない、普通の人は取得できないという株ですね、しかも店頭登録直前で値上がり確実な非公開株を取得したわけですね。譲渡した人間は、取引の相手は宮澤大蔵大臣だと思つてゐるわけでしょう。だから何らかの便宜を図つてもらえと思つたかもしれない。あるいは証券取引の監督官庁の大臣だから、いろいろを贈るという認識だつたかもしれない。河合はいろいろを要求するやうなことを言つたかもしれない。それはもちろんあくまで疑惑ですけども、あなたが河合氏や服部氏の責任を追及するという立場をとらないのなら、こういうことを容認したということにもなりかねない。どういふことをやつたんだというのをきつと調べて、そしておかしなことをやつていれば、それはだめだ、幾ら秘書との間でだめだという毅然たる態度をとるというのが当然じゃないだろうか。

それをやらなかつたら私は、公の立場で仕事をしている大蔵大臣として、それは長いこと使つていふ秘書のことだからといって、そういう公の立場を捨てていつたら大変なことになると思ひます。これはそういうことになる性質だから、私もはちゃんとあなたが直接河合氏に会つて調べべきだ、そしてそれを報告すべきだと思つてゐるのです。あなたはどう思ひますか、そういう問題について、あなたが告発したりなんかするならば

別ですよ。そうでなくて、これは容認するという
んならそういう問題に発展する。

○宮澤内閣大臣 私は面識がございませんので
すから、長い間知り合っておりまして服部を通じま
して事実を聞きまして、それは逐一申し上げてご
ざいます。ただいま申し上げましたようなことは
ないと思いますが、いずれにしてもこれは大変う
かつなことであつた、これは恐縮に存じておりま
す。

○松本(善)委員 面識がないといっても、同じ派
閥の増岡さんの秘書をやった人でしょう。選挙の
ときには広島で、参議院にも出られたから応援も
されたことがあるんじゃないかと思うのですよ。
私は、そういうこともあるんじゃないか。仮に面
識がなかったとしても、やはり国政上国会でこれ
だけ問題になっていけば、面識のない人からも事
情を聞くというのは当然でしょう。大蔵大臣とし
ての国政運営にかかわることであれば、面識のな
い人だって幾らだって聞くでしょう。私たちが国会
議員だつて聞きますよ。それを面識がないからと
いって全部服部に任しておいて、そういう重大な
ことをあなた直接お確かめにならないで——竹下
さんはちゃんと自分でやっておられるのですよ。
私はあなたがむしろ積極的に、私のことが信用し
てもらえないならば、服部やあるいは河合を証人
として喚問をしてここで事実を聞いてくれと、積
極的に言われるのが当たり前だと思ふのですが、
どう思ひますか。

○宮澤内閣大臣 一番確かな信すべき方法で聞き
まして、それを御報告いたしておるわけでござい
ます。

○松本(善)委員 それはもう私どもだけでなく
て、先ほど投票を紹介いたしましたように、国民
だれも納得しないですよ。私はこれについては服
部、河合、菅原各氏の証人喚問をどうしてもやら
なければならぬということがかねがね要求してお
りますけれども、委員長、お計らいをいただき
たいというふうに思ひます。

次に、総理のリクルート問題についての認識を

ちよつとお聞きしたいのです。

といひますのは、この問題は始まったところから
今になってきまして、非常に大きないろいろな発展
があります。総理やそれから宮澤大蔵大臣も、大
体これは純粋な経済取引だということ立場で、せい
ぜい政治倫理の問題だということご答弁をしてこ
れました。しかし、これはやはり間違つてい
るのです。というのは二つの事情が出てきた。
一つは強制捜査の開始であります。これは直接
には横崎議員に対する贈賄の申し込みということ
でありますけれども、なぜ質問に手心を加えても
らわねばならなかつたのか。それは非公開株の譲
渡に何らかの不正があつたということである。純
粋な経済取引だつたら、それはもう横崎さんに贈
賄工作をする必要はなかつたわけですよ。

もう一つは江副氏の発言ですよ。彼は、言え
ばつづつ悪い人、やめねばならない人が出る、刑事
罰を受けても言わない、こういうふうになつた
ということですね。これは純粋な経済取引だつたら
あり得ないことです。刑事罰を受けても言わな
い、何か不正があるからこそそういうことになつ
てくるわけだ。これはいづれも、リクルートコス
モスの非公開株の譲渡が純粋な経済取引として行
われたという前提が崩れたということではないか
と思ふのです。言うならば、政治倫理の問題にと
どまらないで、リクルートに関する株の取引がも
たらんすべて違法だということではありませ
ん、この中にはやはり違法なものがあり得るとい
うことになつてきたんだと思ふのです。これは
根本的にリクルート問題についての認識を変えな
ければならぬと思ひますが、総理、いかがでし
ょうか。

○竹下内閣総理大臣 せいぜい政治倫理の問題だ
というふうな思ひは一度もございせん。
やはり政治倫理の問題こそ私どもが一番心してい
なさいかぬことだというふうに、まず基本認識
として、そこにございます。

四つに分けて申し上げております。すなわち、
この問題は証取法上の問題が一つある。それから

税法上の問題がある。それから刑法上の問題。そ
うして政治倫理あるいは道徳的責任とも申しま
しょうか、それがあつる。

しかし、私自身絶えず申しておりますように、
私どもとしてはやはりこの政治倫理綱領というの
を反復したつもりで、よしんばそれが経済行為で
あつても、厳密に受けとむべきであるということ
を初めから今日も一番重視しておるところでござ
います。

○松本(善)委員 総理、四つの問題点とよく言わ
れますけれども、事実を説明する中では、政治倫
理の問題も、刑事事件になる問題とこれは截然と
初めから区別はできないですね。事実を説明して
いく中で、これは政治倫理の問題、これは違法な
問題、あるいは証券取引法違反の問題も出てくる
かも知れません。初めから四つの問題が分かれて
いるわけじゃなくて、やはり事実関係が明らかに
なる中で、私申し上げていることは、このリクル
ト問題という大きな、私は構造的な汚職というふ
うに思ひますけれども、疑獄ではないかと思ひま
すけれども、これは政治倫理の問題も大変大事な
問題ですけれども、単にというのは、違法な問題
をはらんでいないというニュアンスで、純粋な経
済取引だということとを盛んに言われたように私が
思ふものですから、そうではないのじゃないか、
やはり違法な問題があり得るんだ、強制捜査が起
つてきたりなにかをするという今の時点で考え
るならば、そういう問題として認識するべきでは
ないかということをおつておるのであります。

○竹下内閣総理大臣 この問題は四つの点から解
明されるべきものであらうということをお申し上
げ、なにかんづつ政治に携わる者として、政治倫理
というものを私は強調してきたつもりでございま
す。

○松本(善)委員 では、もう少し説明して申し上
げようと思ひます。

この問題は、最初は五十九年十二月に川崎の小
松助役、それから森喜朗元文部大臣、森田前日経
社長ら七十六人に非公開株が譲渡された問題とし

て考えられておりました。しかし、今やその程度
のものでないことが明らかになつてきた。構造的
疑獄の様相を示してきたわけでありまして。

六十年四月に第三者割当て増資が約七百万株
なされて、ドゥ・ベスト、ビッグウェイ、エター
ナルフォーチュン、ワールドサービスなど約六十
万株が六十年七月から九月にかけてリクルート
に還流して、いわばこれらの会社をトンネル会社
として、広く政官界にばらまかれた疑いが極めて
濃厚になつてきたわけでありまして。ドゥ・ベスト
のリストの九名には、総理、中曽根前総理、安倍
幹事長の秘書、それから宮澤大蔵大臣本人、加藤
前労働次官、NTTの役員、重要な人物が含まれて
おります。労働省の官房長の答弁では、各層各界
の信用すべき人に譲渡するといふ話だつた。江副
氏が初め言つていた安定株主づくりとか決算対策
などというのは全く関係のない問題になつてき
た。江副氏は譲渡者は計百四十人だと語つてい
る。これが報道されておりますが、そうする
と、七十六人と差し引きしますと、六十四人が決
算対策などと無関係に非公開株の譲渡を受けてい
るといふことになるのですよ。

なぜこのように広範に株がばらまかれたかとい
う理由ですね。リクルート側の意図が重大な関心
事になつてきたのだと思ふのです。時期も値上
り確実な店頭登録直前です。江副氏の病床質問で
は、半数がファーストファイナンスから資金を借
りたということも明らかになつてきました。横崎
氏への贈賄工作のきっかけも、政界二十数人のリ
ストからだということも報道をされております。
わいら性が本心に極めて高いということがだんだ
ん明らかになつてきたのじゃないか。

そういう点で言ひますと、リクルート事件の全
容を、総理大臣でもあり、それから与党自民党の
総裁でもある政治家として、やはり日本の政治に
ついては、あるいは社会については最高の責任を
負わなければならぬ人として、私はこの全容を
説明する責任があるのじゃないか。その点につ
いては総理はいかがお考えになつてゐるか、お聞き

したいと思うのであります。

○竹下内閣総理大臣 私松本さんのおっしゃった構図のもとで、その全容を説明する自信もございません。私は、やはりこうした問題の起ってきた原因とでも申しますか、そういうところからこれを分析すると、先ほど申し上げた四つの点があるではないか。したがって、最もみずから言い聞かせなければならぬことは、政治倫理そのものの問題だというふうに思っております。

○松本(善)委員 事実が解明された後四つの分野から見ると、これはいいですよ。いいですけれども、やはり事実がどんどん発展しているのです。その発展を総理大臣としては正確に見ながら、この問題の重大性を認識してもらわなければならないのではないかと、私は思っています。

すぐ卑近な問題で申し上げますと、ドゥ・ペスト九人のリストのうち、安倍幹事長の清水秘書の名義の一万七千株のうち一万五千株、ドゥ・ペストから二千株ということですが、これはどこから来たのかわからないという疑問も残っています。それから、中曽根前総理の筑比地秘書は二万三千株取得したということだが、そのうちの一万三千株はどこから取得したものなのか。ドゥ・ペストが一萬株というのがリストに出ています。そのほか渡辺政調会長の長男の喜美氏の名義の五千株、加藤六月氏の片山秘書と二番目のお嬢さんの名義の五千株、それから加藤一氏、塚本三郎氏、それぞれの名義の五千株の取得先が明らかになっておりません。

財界のある幹部はこういうことを言っている。「政府の審議会メンバーには、同友会なら副代表幹事クラス以上になって初めて登用されるのが普通。江副君はヒラ幹事なのに、いきなりいろいろな公職に就いて、驚かされたものだ」また、「事情を知る文部省幹部は「江副さんを委員にしたのは、前文相だった森さんの力が大きかった。」と語っていることがきよの新聞で報道されています。解明するとすれば、まず自民党関係者の中で

名前が出てくる人たちに、事実どうだったのか、取得先はどうだったのかということを経験としてお調べになって、やはり公表するというのが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 元来、公の席上で人様の名前を出しますとかいうことは、言葉は悪いのですが、率直に言って私の生きざまに全く合いません。これだけは、失礼なようですが重ねて申し上げておきます。

そして、自由民主党の総裁として君が何か考えることはなにかと、私は私として十分考えております。

○松本(善)委員 これは私的なつき合いの範囲の問題ではなくて、政党としての自浄能力の問題だと私は思うのです。国政にかかわっている、それは日本の国民の多くの人たちの運命にかかわることです。日本の社会の将来にかかわる問題です。そういう立場にある、公の立場にある人間としては、いろいろな疑惑が起るならば、それは解明をするという責任があるのだと思うのです。

あなたは先ほども倫理綱領を言われましたですね。倫理綱領には、「われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない。」というのがあります。それは政治家個人としても、政党の責任者としても、やはりやらなければならぬことじゃないでしょうか。今、日本じゅうでと言っても過言でないくらい、このリクルート疑惑の問題については解明するべきだ、だれが違法だとか責任があるとか言っている前に、とにかく事実を明らかにしてほしいというのが国民の希望です。自民党の総裁としてはそれを果たすべき義務があるのじゃないか。あなたの生きざまとして、それは個人とのつき合いの間でならば通ずる言葉かもしれませんが、しかし、私は一党の、しかも政権を預かる与党の責任者としては、

それは通用しないのじゃないか、公の立場ということが重視をされなければならぬのじゃないか、こう思います。いかがでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 私は、我が党の立派の精神、それに賛同して自由民主党の党員としての誇りを持って、今日みずからそういうふうな位置づけしております。したがって、基本的な立場の異なる松本委員からの御指示によって物を行うべきものではなく、私自身の判断で行うべきものであるというふうに思います。

○松本(善)委員 私が指示をするとかなんとかいうようなものでは、もちろんありません。国会というものは、竹下総理と私はもちろん思想も信条も違っておりますけれども、しかしそういう立場の違う人間が一堂に会して、そしてこの問題はどうかという問題を議論するのが国会ではないでしょうか。だから、やはりこういうふうにするべきではないかというのを申し上げているわけでありまして、これは考え方が違うからといって、やるとかやらぬとかいう問題ではないのだというふうには私は思っております。そのことを申し上げておきます。

もう一つ、さらにこれはもともと重大なことです。強制捜査が開始されましたけれども、この五百万円の贈賄工作のねらいは何かということなんです。ドゥ・ペストのリストにはNTTの役員が二人挙がっております。リクルートというのは、電気通信分野では、スーパーコンピュータを通信回線で結んで時間貸しをするRCS事業と、それからNTTから高速デジタル回線を借りて小口でユーザーに分配をする回線リセル事業をやっております。

そして、ことしの三月四日付の日経新聞にはこういう記事が載っております。
特に二台目のクレーンは、昨年四月末からの中曽根首相の訪米直前、デュレンバガー氏ら米上院の議員十一人が「スーパーコンピューター」の市場開放」を要求。NTTが急ぎ購入したものだ。

江副リクルート会長と親しい中曽根氏が同社へ引き渡すことを条件に、リクルート社です、リクルート社に引き渡すことを条件に、NTTに購入を依頼したといわれている。中曽根氏側近は「リクルートは以前から導入を計画していたので、米国から入れてもらえばありがたい」という話をした」と証言する。

こういう記事が載っております。非常に重大なことです。捜査当局はこういう事実について関心を持っておられますか。

○根来政府委員 関心を持っていますという意味になるわけですが、いさすけれども、国会でも報道機関でもいろいろ言われていますから、検察庁としてもそれは当然目に入っていることだと思えます。

○松本(善)委員 重大な捜査の端緒として重視をしてほしいということを要望しておきます。それから、なぜこの時期にリクルート側が一たん第三者割当てをしたものを急に返させたのか、これも大きな疑問なんです。何か政界工作でもやる必要があったのかというような疑問も出てきます。ビッグウェイトとかエタナルフォーチュン、いずれもこの時期に急に返さしたということも言ってきたと言っています。それは六十一一年の九月ですが、六十一一年十月はたまた中曽根前首相の任期切れの時期なんです。実際には衆参同時選挙で総裁任期が一年延びるけれども、これがなければ後継総裁争いの山場とぶつかっているということを朝日新聞が昨日の新聞で指摘をしております。

宮澤大蔵大臣が宏池会の代表になられたのもこの時期であります。新自由クラブが解党して復帰をするということもこの年の八月に決まっています。各派閥が新自由クラブの代議士工作を展開をしていた時期であります。この九月の十日には、料亭「吉兆」で小杉代議士が江副氏立ち会いのものと、中曽根氏と藤波孝生氏と会っていることも八六年の十月五日のサンデー毎日で報道されています。

るところであります。こうした疑問が公然とマスコミから提起をされているのです。こうした背景を持った事件なんですね。

○根柢政府委員 先ほどお答え申し上げたとおり、いろいろ報道とか国会の御議論は拝聴しておりますから、当然見ていると思えます。

○松本(善)委員 これも重大な捜査の資料として重視をされることを要望しておきます。

それから、総理、我が党の発表いたしましたドウ・ベストの所有株の譲渡先リストの中の総理と中曾根前総理と安倍幹事長は秘書名義であります。江副氏はマスコミに対するインタビューで、政治家の家族、秘書とはつき合っていないことを言っております。なぜ秘書名義の株の取引が行われたのか。この三人の方の秘書は、それぞれ議員本人の政治資金を扱っている人でありまして、取引をした方は政治家本人に譲渡をしたと思つていられるかもしれません。取引をした人とその意図を、こういうふうになくなくなつてきたら、解明される必要があるのではないかと。そう思いませんか、竹下総理。

○竹下内閣総理大臣 元来、公の場で、お互い国会の構成員として、人様の名前を出してあげつらうということに対しては、私はお答えはしたくないというそもその心境でございます。私自身は私自身の問題として私なりに調査もいたしましたし、うし、私なりに処すべきこともあろうかと思ひます。

○松本(善)委員 私は、そういうことで済まない問題になってきているということを今る総理に申し上げておきます。

予算委員会、江副氏が中曾根内閣のときに教

育課程審議会の委員になった、税制調査会の特別委員になった、あるいは臨時行政改革推進審議会の土地対策検討委員になった、大学審議会の委員になった、この関連を私は質問をいたしました。

しかし、さらにNTT問題、先ほど申しましたように極めて具体的なんです。非常に具体的です。これはロッキード以上の規模の、しかも現職総理が絡むかもしれないという重大な事件であります。これらの解明がどういふふうに進むかということは、私は日本の将来にも重大な影響があると思ひます。こういうことが放置をされていけば、日本の社会の中で正義というのを通らない。

それから、昨日本会議で総理もお答えになりましたが、この問題はやはり教育にも重大な影響があるということをおっしゃつたでしょう。私の部屋に陳情になるお母さん方は、こういうことがそのまふたされれば、とても子供に正しいことをやらないといふような教育はできないと言つておられます。私は、総理大臣として、また自民党の総裁として、この解明のために渾身の力を注ぐべきではないか、こう思ひますが、いかがでしょう。

○竹下内閣総理大臣 問題の点につきましては、それぞれの立場でこの問題について適切に対応すべきものだと考えております。

○松本(善)委員 この事件については既に強制捜査が始まつております。こういう性質の事件でありますから、私は捜査の対象がだれに及んでいくとも、これは厳正に捜査が進められなければならないと思ひますが、この点について総理と法務大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○林田国務大臣 御承知のように、現在橋崎議員の告発に基づきまして捜査中でございまして、いろいろ論議を踏まえまして十分厳正に、的確に捜査をしていくことでございまして。

○竹下内閣総理大臣 検査当局が適切な対応をしておると、法務大臣の考え方と同じであります。

○松本(善)委員 これはもうだれに捜査が及ぼうと厳正な捜査がなされるべきである、そういう趣旨

でお答えいただいたといふふうに思つておりますが、同時に、やはりこの事実関係の解明は徹底的に行われなければならないといふふうに思ひます。それは国会で今まで証人喚問の要求が、全面的に私どもも要求いたしましたし、各野党も要求をしております。この解明が国会の責務だということを考へて、委員長も処置をしてほしいということを申し上げておきたいといふふうに思ひます。

それから、法務大臣、証人喚問について、刑事局長は証人喚問は捜査の支障にならぬということをお答えいただいても、何かきょうの記者会見では、支障になるようなことを言われたということも聞いております。私は、橋崎さんの贈賄事件については今直接捜査が進んでおると思ひますけれども、今私が申しましたような非常に広範な、これは違法なものになるか、あるいは政治倫理の問題になるか、それにもならない単なる経済取引かといふようなことがまだまだわからない、全容のわからない事件であります。法務大臣の言われたことは橋崎さんの事件に関してという趣旨のことであらばわかりませんが、きょう記者会見で言われた趣旨をお述べいただきたいと思います。

○林田国務大臣 私が述べましたことは刑事局長と大差ないわけでございます。一般論として、国政調査権と対立するものではないといふことでございまして、しかしながら、現在逮捕して捜査しておるといふようなものにつきましては、これは別だ、こういうようなことを申し上げたわけでございます。

○松本(善)委員 加藤前労働次官の問題を質問しようと思つたのでございますが、ちよつとあと一分ぐらいではできませんので、これはまたの機会にしたいと思ひますけれども、率直に申し上げます、自民党の委員長をやつたような議員でございまして、これは職務権限明白だ、直ちに逮捕すべきだといふようなことを言つておられる方もございます。

先ほど来申し上げておりますように、この事件

については本当に重大な徹底的な解明が必要な事件でありますので、私は、国会でもまた捜査当局も、この事件の徹底的な解明をすべきであるといふことを申し上げて、質問を終わりたいといふふうに思ひます。

○海部委員長代理 これにて松本善明君の質疑は終了いたしました。

次回は、来る二十四日月曜日正午理事会、午後一時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十一分散会

昭和六十三年十月二十七日印刷

昭和六十三年十月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D